

平成 23 年 第 2 回

三重県議会定例会会議録

(6 月 10 日)
(第 5 号)

第 5 号
6 月 10 日

平成23年第2回

三重県議会定例会会議録

第5号

○平成23年6月10日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成23年6月10日（金）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	小村	林聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	謙順
37	番	中森	博文
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆

40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書記 (議事課主査)	平 井	靖 士
書記 (議事課主査)	坂 井	哲

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	安 田	敏 春
副 知 事	江 畑	賢 治
政 策 部 長	小 林	清 人

総務部長	植田 隆
防災危機管理部長	大林 清
生活・文化部長	北岡 寛之
健康福祉部長	山口 和夫
環境森林部長	辰己 清和
農水商工部長	渡邊 信一郎
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	稲垣 清文
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	山川 進
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	東地 隆司
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	清水 明
教 育 長	真伏 秀樹
公安委員会委員	田中 彩子
警察本部長	河合 潔
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員	岡	喜理夫
人事委員会事務局長	堀 木	稔 生
選挙管理委員会委員	沓 掛	和 男
労働委員会事務局長	小 林	正 夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。12番 吉川 新議員。

〔12番 吉川 新議員登壇・拍手〕

○12番（吉川 新） 初めての議会の一般質問でトップバッターとして、新進気鋭の鈴木知事に質問させていただき幸運を感謝いたしております。

東日本大震災で亡くなられました方々の御冥福をお祈りし、少なくとも個人的には今後長期にわたり被災者の方々に可能な限りの支援をお誓いし、人が生きていく上で不可欠なエネルギー政策につきまして質問をさせていただきます。

御承知のように、東日本大震災に発する福島第一原発の事故は、政府のエネルギー政策の見直しを迫っております。エネルギー政策は従来国マターで、地方は従属的にその受け皿としての間接的役割であったかと理解しております。しかし、規制緩和によりまして電気事業への参入も多様化いたしました。個人のソーラーパネル等も普及してまいりました。こうした状況におき

ましてのエネルギー政策は、多分浸透させるとか、普及させるとか、そこに力点が置かれた地域マターであるんじゃないかというふうに思っております。

そういった意味で、エネルギー政策、原発の行く末につきましてますます経済界では不安が高まっておりますから、非常に重要なことだと考えております。そういった中で、ソーラーパネルも、あるいはバイオマスも風力も、メニューとしては既に言い古されておるといいますか、テーマでございしますが、それをどのように推進するかが大きな課題だと考えているわけでございます。

原子力発電の支障につきましては、東京電力1社ではけりがつかないんじゃないか。裏返しますと、政府が原子力を前提とする場合、エネルギーに関与しなければならない。そういったときに多分中部電力が浜岡原発の停止に踏み切られましたのも、国の意に反して、あるいは重大事件を想定した場合に賄い切れないという判断があったんじゃないか。原子力発電所がもし定期点検の後、運転ができないような事態になりますと非常に大きな問題になります。そういった中で、私は国民が長期にわたる安全を選ぶのか、今のコストを選ぶのかとか、それから、技術を信頼するのか、技術の限界を知るのか、そういったいろんな判断を求められてのエネルギー政策になるんじゃないかというふうに思っております。

浜岡原発の停止は360万キロワット、1000万世帯のソーラーパネルに相当する電力量でございます。ソーラーの寄与が非常に微々たるものというのも量的にあらわしておるわけでございますが、それでもソーラーを導入したり、風力を導入したり、小さなエネルギーを集めることで、多分国民に省エネの意識だとか、ライフスタイルの変更だとか、そういったムーブメントができると信じております。あらかじめ賄えるかどうかについて四の五の言わずに、まず行動することが喫緊の課題ではないかと考えております。

知事は、現在既にエネルギー対策で家庭用の風力であるとか、ソーラーパネルであるとか、支援措置を打ち出しておみえです。大変重要なことでございますが、そういったときに従来は補助金を出して普及しようというの

みであったわけですが、例えば中部電力も巻き込みまして、対前年の節減率、節電量を半分は東北電力に寄附しましょうとか、優秀な方を褒めてあげましょうとか、そういったおもしろみというか、国民の善意の心をくすぐるような、そういった人の心まで踏み込んだ政策展開というものが重要なのではないかと思うわけでございます。

もう1点は、エネルギー、先ほどのソーラーのコストだけでも大変なものでございます。火力や原子力に比べたらもう一つ大変な負担が強いられることとなります。例えば七里御浜、これは川の上流にダムができて、土砂が供給されなくなって、どんどん白砂青松の白浜が減退しているわけでございます。これは例え話ですからそれをしてくださいという意味じゃないんですが、例えば海の底に土砂どめの潜堤を公共事業としてやって、風力発電を林立させて環境スポットとなりというふうな負担のアロケーションが実現するとすれば、風力だけのコスト計算でない開発があり得るんじゃないか。これは例え話でございます。

もう一つは、現在林業が低迷しております。木材需要が低迷し、森林のメンテナンスも滞っております。木質系のエネルギーを安価に使えるのに見合う場所があるはずです。山間部です。もし軽トラ1台とチップパーといいますか、チップ施設があつて、サーマル利用できる施設に誘導するようなことができれば、森林の活性化と高齢者の小遣い稼ぎと、そして、知事の言う新しい豊かさといいますか、ぬくもりが感じられるようになるのではないか。そんなような気もするわけです。

蓄ふんのメタン化についても、一畜産業者がメタンガスの設備を持って、また残渣のメンテナンスもしてというのは多分無理でしょう。だけど、同じ課題を共用部分、個人でするのが難しい部分だけ共用するような仕組みになれば、畜産業者の負担も軽減できて、また新しい豊かさが実感できるんじゃないか。そんな思いがするわけでございます。

すべて例え話でございますが、これからの行政は施策の普及の仕方、浸透の仕方、紙で広報するだけじゃなくて、そちらのほうが大事。もう1点は、

多機能、複合機能ですること縦割りじゃなくて、総合的に地域対策という形の要素も入れてすることで、すべてのいい部分、今までの負の存在がプラスの存在になるんじゃないか。そんなような考え方を今度の鈴木知事のエネルギー対策には盛り込んでいただきたいな、あるいは、今掲げてござる対策に肉づけをしていただきたいな、そんなことで質問をさせていただきます。

もう一つ、窓のひさしに、あるいはソーラーパネルに霧吹きしますと、ソーラーパネルは発電効率が上がります。窓から霧吹きすれば昔の打ち水効果でひんやり感が出て冷房負荷を減らすことができます。これは愛知万博で成功した熱中症対策の事例でございますが、例えばそんなようなものはちょっとした工夫でできるわけです。地元の電気屋さんやら水道屋さんの格好のテーマになるわけです。これもまた地域振興と省エネ対策に重要な考え方じゃないかなと。

すべからく複合的に、アーモンドグリコは1度食べれば1粒で2度おいしいと言われるように、2度も3度もおいしい施策に考えていただくことが、この財政の逼迫しておる状況で大事な考え方ではないかなという趣旨で質問をさせていただきます。知事の私の考えに対する御感想なり、掲げてござる今の施策をどう進めるか等につきまして御返答をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

吉川議員より御質問をいただきました新エネルギーの促進等エネルギー政策についてでありますけれども、議員からも御指摘がありましたように、このたびの東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故、さらには浜岡原子力発電所の運転停止を踏まえ、今後のエネルギー政策については、これまでのように国や電力会社だけに任せるのではなく、地方も担うべきことを明確にした上で積極的に取り組む必要があると私自身も考えております。

このような考えのもと、5月16日に私を本部長といたします三重県エネルギー対策本部を設置いたしました。その対策本部では、新エネルギービジョンの策定と進行管理、そして、議員からも御指摘がありましたどうやって新

エネルギーの普及拡大を図っていくか、そして、省エネルギーや節電対策、新エネルギーや省エネルギー技術を活用した産業振興、エネルギー政策に関する国への提言等について取り組んでいく予定であります。

新エネルギービジョンにつきましては、大震災以降のエネルギーを取り巻く状況変化を勘案し、本県の地域特性を生かした太陽光発電や風力発電、木質バイオマスの熱利用といった新エネルギーの導入を一層図るための方策などを検討し、先般お示ししました中間案にとどまらず、さらに発展させる形で今年度中に取りまとめていきたいと考えております。

さらに、グローバル化の進展や地球規模での環境エネルギー問題などを踏まえると、将来大きな成長と雇用の創出が期待できるクリーンエネルギー関連分野の産業振興を加速させていく必要があると認識しており、それらの産業政策とも連動させることで新エネルギーの導入を加速していきます。また、先ほど議員からもありましたように、自立分散型のエネルギーを持つということがその過程において地域活性化にもつながっていく、そのような視点も大切にしていきたいと思います。なお、これらの取組を進めるためには、国から地方に対する新たな支援制度や再生可能エネルギーの全量買い取り制度の早期導入などが必要であり、国に対しても強く提言をしたいと思います。

また、議員からも御質問がありました普及という点について、私も力を入れていく必要があると考えております。この当初予算に盛り込んでいた施策の中でも三重県新エネサポーターというものに登録をさせていただいて、そして1年間普及啓発をやっていただくということを条件に設備導入の補助をするというメニューもあります。なので、単に設備導入に補助をするというだけではなく、導入した人がそのよさ、こういうふうにしたらいいよということを普及啓発するための、そのような制度の開発展開にも着手しているところでもありますので、ますます推進できますように取り組んでまいりたいと考えております。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） ありがとうございます。新エネサポーターとその結果に基づいて支援するような発想、大変うれしくお聞かせいただきました。

現在この電力事情の関係でスマートグリッドの検討が進むと思います。消費のコントロールもした多電源システムで、その上、私の気持ちからすると、この高齢化時代で見守り機能まで付加したスマートコミュニティーと申しますか、そのようなこともちょっと御検討いただければと思います。

次の質問にまいりたいと思います。障がい者対策についてでございます。

私は、8年前に知的発達障がいの方のオリンピック、スペシャルオリンピックスというものに1年半ほど携わりました。たくさんの障がいを持つ子どもさんと1年半おつき合いをさせていただいて、その親御さんたちの苦しみ、幸せ、はしが持てるようになったというだけでもう涙を流されるような喜びなんです。それから、まだまだ不理解な社会、理不尽な偏見にも遭遇いたしました。

社会におけるこの子たちの快適で安心な居場所づくりがいかに大切か。健全と言われる私たちが、この子たちからいかに多くの元気と明るさをいただいたことか。私はもう幾度も感動の涙を流させていただきました。この体験を人に伝えるときにもうるうるとするような気持ちでございます。私たちはこの子たちにちょっとしたことで大きな役立ちができると思っております。この子たちから元気や、我々大人が忘れておる紛れのないきれいな心を教われます。社会的立場の弱い方を支えられなくて、何でみんなの幸福を語れましょうかと言いたいわけでございます。

そんな子どもたちが社会に出ますと、授産施設であるとか、企業の障がい者枠で働く場に出るわけでございますが、授産施設で言いますと月給が5000円から1万円ぐらい、私、複数の作業所を見てお話を聞きましたが、その担当の人たちは営業する暇もありません。その子たちのマネジメント、気遣いだけで忙しく日々ただいらいらを募らせるだけでございます。

この件につきましては、知事も今回そのアップのための方針を出していただいておりますのでうれしい限りでございますが、例えば商工会の方とか、

老人会の方はどうかわかりませんが、婦人会の方とか、地域の組織がちょっとお助けいただく。仕事を与える、あるいは商品を買ってあげる。そんなことで随分幸せを与えるほうも喜びを感じられるし、与えられたほうも喜びを感じられる。そんなことができるんじゃないかな。それは今まで任意に善意の方々がそういうムーブメントを起こしておったんですが、役所がちょっとそのお手伝い、リーダーシップをとるとさらにいいんじゃないかなというふうに思っているわけです。私は知事の政策集やらブログを見ておまして、知事の温かみがほとんど伝わってきますので、それで知事に御期待をするわけでございます。

ある作業所は5000円の月給で昼飯を食べるともう赤字になる。アルミ缶を集めてお金にするのが年間で20万円、作業の割には最もいい話のようです。年間20万円というと20人の作業所ですので、1人当たり月1000円かなという、そんな努力なら本当にちょっと手助けしてあげれば、倍に上げられたりするのには楽なんじゃないかなと思ってしまうわけです。そんな意味で、そういう現場のことも御理解をさせていただいて、温かい施策を展開していただきたいなというふうに思っておるわけでございます。

もう1点、障がい者雇用でございますが、もう知事もブログで嘆いておみえのように全国ワースト1、1.5%、これを知事はせめて全国並みに引き上げたいと、こういうふうにおっしゃっておみえなんです、この件につきまして、ほかの県でも非常に大きな目標を掲げておみえなので、トップとびりの差でも大したことはないんです。ですから、全国トップを目指す。県産品をトップセールスで、全国にトップセールスしますと言っておみえですから、逆に政策や温かい売りも鈴木県政をセールスしてくるぐらいの気持ちで目指してほしいなという思いであるわけです。

ただ、現実去年2名の雇用促進のアドバイザーを導入されたら、年間で200人上乗せされて820人の障がい者雇用ができた。非常にうれしい話でした。多分担当の方が一生懸命頑張られたんだと思います。けれども、雇用率は上がっていないんです。多分やめられた方が多いんだと思います。回転率

が非常に高いんだと思います。

これは820人といいますと、先ほど私が申し上げましたトップの福井県だとか、山口県に迫ろうと思うと、年間330人雇えばトップになるんです。現在2200人おるところへ年間820人雇えたわけですから、1.5年間で退職がなければ全国でトップになる数字なんですから、そういった意味でいくと定着率が悪いというのは非常にゆゆしき問題、これは受け入れ側にも問題があるかもわかりません。障がい者自身にも問題があるかもわかりません。そこら辺は統計がまだとられていないようです。この辺はぜひ統計もとっていただいて、原因も分析していただいてそれに対応していく。そんなようなことをぜひお願いしたいなど。そして、全国トップの雇用率を標榜していただきたいなどと思うわけでございます。

そうした中におきまして、名張市にブリヂストンケミテックという会社がございまして、そこが障がい者雇用で非常にいい成績を上げている。20年間かかったようです。社長のリーダーシップと担当者の熱意と上司の理解、この3点セットで知的発達障がいの方が21名みえて、そのうち16名が重度の方でありながら、お荷物ではなくてしっかり会社に貢献をしていただいております。会社のイメージは上がるわ、コストは安くつくわ、喜んでいただけるわと、ハッピーな状況ばかりでございます。

知事は県職員に一度は徴税とか、介護とか、医療の現場を体験させたいと言っておみえです。ぜひこうした先進企業でその手法を学ばせる。そんなようなことも念頭に入れていただくとありがたいなど。そうすると職員のモチベーションも上がります。知事が言ってみえるスーパー公務員、それに近づけるんじゃないかなとも思います。県民幸福度日本一の大きなステップと考えますが、いかがでしょうか。県民幸福実感度というのは多分優しさ実感度とイコールじゃないかなと思っております。

障がい者雇用の件でもう1点、今度は県庁の障がい者の雇用状況でございます。全国で6位か7位のように、非常に優秀な雇用状態のようでございます。ただし、132名の障がい者のうち知的発達障がいの方はたったの2名で

ございます。多分障がい者を受け入れる職場の職員の方が障がい者をどう扱ったらいいのか。障がい者が働きやすい環境をどうつくったらいいのか。そこら辺のやり方がわからないんじゃないかなと思っております。ふなれんじゃないかなと思っております。

そういったことでも、先ほどのケミテックに学びましてこうしたらいいんだと。本当に私は長い間障がい者の方とおつき合いして、ちゃんと正しくコミュニケーションができるとう本当に多くのことができるんです。普通の人と区別ないです。そういった意味で受け入れ側の勉強、それが必ず立派な資源になる。福祉コストも下げることができる。そう信じておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

もう1点、これはそういったことで、三重県政のほうは障がい者を積極的に雇っておみえの企業だとか授産所等に対して、優遇的な扱いをしておみえです。そういった企業でつくられた物品を競争入札じゃなくて、優先購入できることも導入しておみえで、これは私が県職員をしておるときはまだなくて困ったんですが、現在県が出資しているそういった会社の商品の優先購入の実績がございます。それを導入していただいておりますのは、生活・文化部と農水商工部のみと聞いております。くしくもその会社への出資がその両部でございます。そのほかの部はどうなんでしょうかということが聞きたかったんです。

非協力的なのか、認知をされていないのか、あるいは担当部局がお願い不足というか、周知不足なのか、どういう理由かはわかりませんが、そちらのほう、ささいなことなんです、これから温かい行政をしていこう、みんなが元気になろうというときにきめ細かい温かさ、気遣いというのが大事なんじゃないかなと思っておりますので、現象論じゃなく気遣いという意味で、この付近も知事のリーダーシップで円滑に制度の趣旨を生かせるような形でやっていただければありがたいなという思いでございます。

この意味でも余談でございますけれども、職員のモチベーションを上げて、知事と一体的にしていくというのが非常に大事なことなのかなというふうに

思っているわけでございます。

一つ提案なんですけど、障がい者の関係で、実は先ほどの8年前に私は海のトーチラン、聖歌リレーとして、熊野から伊勢を経由して津までヨットで海の県三重県で海からの風情を楽しむ、桑名から障がい者やそのファミリーを乗せて津までクルージング、そういったイベントをいたしました。そのイベントの担い手は三重県のヨット連盟の方と、それからその中には障がい者もメンバーに入っておるんですが、もうここ10年ぐらい、障がい者の方が障がい者に教える形でアクセスディンギーといいまして、小型の非常に安定性のよいヨットがございまして、それで障がい者指導を長く続けられて、しかも県全体のバリアフリー化という運動にも力を入れておるグループがございまして。そこが担ったわけでございますが、これは知事の「郷中教育」とよく似ておりまして、子どもが子どもを教えるような意味もあるんじゃないかなと。だから、教えられるほうも喜んで吸収していくようなところがあるのかなと思っております。

そういったグループ、これは三重県に三つ拠点がございます。伊勢と河芸と津でございます。その指導体制は全国屈指でございます。参加する障がい者も増えてきております。そういったものを再来年の御遷宮に合わせて全国大会のようなものをやればどうかというふうに考えております。これも海の県、あるいは観光者も含めたバリアフリー化を情報発信し、御遷宮を盛り上げるというのにふさわしいイベントじゃないかなと私は考えますので、御一考いただければなというふうに思っております。これを機に、おもてなしの心だとか、バリアフリー、ユニバーサルデザインを通じましておもてなしの心も浸透させればなというふうな思いでございます。

以上、障がい者に係る御質問なり、提案なり、希望を述べさせていただきましたが、知事の御感想なり御決意を伺えればありがたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 議員から御質問がありました障がい者の雇用について、まず私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

実は私も、2年前ですか、スペシャルオリンピックスのトーチランを鈴鹿市内で10区間、障がいを抱えた方々が行く伴走役として、8.9キロメートル、全部一緒に走り切ったことがあります。そのときにたくさんの、先ほど議員からありましたような元気や喜びをいただいた、そういう思いがありますので、障がい者の方々の施策に対しても、やはりそういう原点を大切にしながらこれからしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

その上で、先ほどの障がい者雇用の関係でありますけれども、近年障がい者の企業での就業意欲が高まる一方で、障がい者雇用に対する企業側の意識の変化も見られます。そのような中、本県における民間企業の障がい者実雇用率が依然として低調であることは極めて残念に思っています。

本県においては、障がい者に適する仕事があるか、雇用する上でどのような配慮をすればよいか等の不安を感じている中小の事業所が多く、これらの企業への様々な取組が必要なことから、全国トップという目標をいきなり掲げることは難しいですけれども、可能な限り志を高く持って取り組んでまいりたいと考えております。

私としては、雇用率を伸ばすことももちろん必要だと思っておりますが、障がい者を抱える家族のことを考えますと、障がいの程度や態様に応じた幅広くきめ細かな支援をしていくことが重要だと考えております。また、障がいの有無にかかわらず、だれもが個々の持つ能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことのできる企業が三重県に増えることは、すべての人が暮らしやすい社会の形成につながっていくと考えています。このため、地域経済の活性化と雇用の創出に向けた取組を進めるとともに、国との連携や企業との協力を進めながら、働く意欲のある障がい者がそれぞれの希望や能力に応じて就労できるよう、雇用支援の取組を進めていきたいと考えております。

私も四日市や鈴鹿、亀山を中心とした障がい者を雇用していただいている企業、作業所、あるいは特別支援学校をほぼ回らせていただきました。その中で仕事を分けるというんですかね。健常者の方がやったら1人でできるやつをあえて、段ボールの箱をあける、あるいはそれを向こうに運ぶ、という

一つの仕事を二つに分割することで、障がいを抱えた方が働けるような場所を確保するというような取組などもありますので、そういうようなことを中小の事業者などの皆さんを中心に、しっかりと雇用アドバイザーなども活用しながら周知、利用拡大のお願いに取り組んでまいりたいと思っております。

また、県庁の対応のことについて議員から御質問がございました。詳細は後ほど部長のほうから御説明をさせていただきますけれども、確かに知的障がいを抱えた方の数は少ないんですが、一定期間臨時職員として雇わせていただいて、その後正規職員になった方が2名おります。実はこの正規職員という形で雇用をしているのは全国でも三重県を含めて五つの県しかございません。そういう意味では、今回の取組をさらに進めていながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、物品の購入の件につきましても、私も選挙のときの名刺などは作業所の皆さんにお願いをしたりしてまいりましたけれども、全庁を挙げて取り組めるように、しっかりと私のほうからも職員の皆さんへの働きかけ、声かけをして取り組んでまいりたいと考えております。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 吉川議員の県庁におけます知的障がい者雇用について答弁させていただきます。

知事からも回答がありましたけれども、県では行政機関におけます知的障がい者の雇用の可能性について検討するとともに、県職員の障がい者に対する理解の促進を図るために、平成16年度から県庁におけます知的障がい者の職場実習に取り組んでおります。その取組を踏まえまして、知的障がい者の方の就労を促進するため、平成19年度に知的障がい者を対象とした三重県職員採用試験を初めて実施いたしまして、平成20年4月に非常勤の事務職員1名を採用したところでございます。

その後、平成23年4月までに3名の知的障がい者を非常勤職員として採用しておりまして、そのうち2名につきましては、1年間の勤務状況を踏まえまして一定の業務を担当させることができると判断をいたしまして、現在正

規職員として任用をしております。残る1名につきましては、平成23年の4月に非常勤職員として採用をしております、今後の勤務状況を踏まえまして正規職員として任用するかどうかを判断することといたしております。

知的障がい者の正規職員への採用につきましては、平成22年の9月時点になりますけれども、先ほど知事からありましたように、採用予定も含めまして、本県をはじめ5県で実施をしております。今後も県庁舎での職場実習などを通じまして、県職員の障がい者に対する理解の促進を図りつつ、知的障がい者の計画的な採用を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔北岡寛之生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（北岡寛之） 私からは、先ほどの障がい者雇用の推進に向けた取組につきまして、知事の答弁を補足させていただきます。

これまで県では、障がい者の就業に向けた技能習得への支援としまして、津高等技術学校でのOA訓練や、地域の事業所等を活用した職業訓練などに取り組んでいます。また、求職活動に対する支援としまして、三重労働局等関係機関と連携した就職面接会の開催や、障がい者雇用アドバイザーによる企業等に対する啓発、求人の開拓など、直接的な働きかけを行っています。さらに、就業後の定着支援としまして、障がい者が職場に適応できるようジョブサポーターが事業所に直接出向いて、雇用された障がい者に専門的な相談、援助を行うとともに、事業主や他の従業員に対しても障がい者の雇用継続に向けた助言を行っております。

今年度はこれまでの取組に加えまして新たに短期職場実習制度を創設し、障がい者の職場実習機会を拡充するとともに、座学とインターンシップを組み合わせた研修を行い、早期の就業につなげていくほか、農業分野での障がい者の就労支援についても継続的な雇用に向け取組を充実しています。今後とも教育、福祉などの関係機関との連携を図りつつ、きめ細かな支援を行い、障がい者雇用の促進してまいります。

もう1点、障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の活用につ

いてでございます。この制度は障がい者の雇用の促進と福祉的就労の安定を図るため、県が物品等の調達をする際に、障がい者を一定の率以上雇用している県内の中小企業や就労支援事業所等を優遇する制度で、平成16年度から実施しているものでございます。過去3年間の利用実績を見ますと、すべての部局がこの制度を活用し、県全体で毎年度3000万円を超える発注を行っており、今後ともこの制度の活用を努めていきたいと考えております。

また、先ほど御意見がございましたが、県が出資している企業に対しての発注でございますが、生活・文化部や農水商工部に限らず、多くの部局が発注をしております。また、この制度につきまして、中小企業等が障がい者雇用を進める上で有効なインセンティブになると考えておりますので、引き続き県内の企業等に対しましてホームページやパンフレットなどで広く制度を周知するほか、障がい者雇用アドバイザーが企業訪問を行う中で利用を呼びかけるなど、制度の普及を図っていききたいと考えております。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（山口和夫） 私からは、共同受注窓口に関しまして御答弁申し上げます。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労の場と所得の保障が重要であります。県内には一般就労が困難な障がい者の働く場として、授産施設等の福祉的就労事業所が本年6月1日現在で164カ所あり、約2700人の障がい者の方が利用されております。

福祉的就労事業所におけます受注は不安定であり、障がい者の受け取る工賃は平成21年度の県内事業所の平均で月額1万3200円と極めて低い水準にあります。また、ここでの就労は障がい者の訓練と位置づけられており、多くの事業所では最低賃金も適用除外となっております。

障がい者の工賃を引き上げるためには、個々の事業所の取組では限界がございます。安定した受注量を確保し、工賃アップにつなげるためには、複数の事業所が共同して受注し、品質管理を行う仕組みづくりなどが必要であると考えています。このため、福祉的就労事業所に対する受注の仲介、調整や

工賃アップに向けた販路拡大、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の設置、運営を外部委託により実施することとしております。

共同受注窓口におけます安定した受注を確保するためには、官公需、民需の拡大が必要となります。このため、県といたしましては、全庁的な取組として、まず庁内における発注の拡大を図るとともに、市町、民間企業、経済団体等へ積極的に働きかけたいと考えております。

以上でございます。

[12番 吉川 新議員登壇]

○12番（吉川 新） ありがとうございます。これからも障がい者対策をよろしく願い申し上げます。

知事の答弁にございました仕事を分割してと、あの辺が私もみそだと思っているんです。見合う仕事をですね。分割したやつをマネジメントしていく。そういったことで大きなヒントがあるんじゃないかと思って、ブログの御意見も見て感心をしていたところでございます。どうもありがとうございます。

その次にフィールド教育の推進ということでございますが、知事は子どもはみんな天才だというフレーズを掲げておみえです。大賛成でございます。天才の子どもの芽を摘むのがその後の教育の仕組みかなという危惧さえ持っているわけでございます。

そして、現在の学力テスト、知事は完全実施をしてランキングも公表してというような御提案をしておりますが、この件につきましていいような気もするんですが、非常に怖い気もするんです。といいますのは、それを推進する体制、各市町なりが過酷な補習授業を強いたり、悪さをしたり、そんなことが起こらないだろうかとか、子ども自身がペーパーテストで人のランクをつけるような価値観を持たないだろうかとか、その辺が物すごく心配なんです。私は知事の意図はぜひわかりたいと思っておるんですが、その弊害が気になってしょうがないんです。この辺もし、それも避けて実行できる方法をお考えでしたらまたお教えください。

それから、私は子どもの教育で、子どもの天才の芽を伸ばすというのは、昔は林間学校とかがよくありました。フィールドで学ぶ。ノルウェーでは森林教育が非常に盛んです。国内の重要産業でございますから、森林の優位性なり環境保全効果、気持ちのよさを学ぶ、そういった子どもが木材需要のお客さんにもなっていくわけです。

現在日本で林業は停滞しております。国内の国産材の利用率を50%まで上げたいと言って徐々に上がってきましたが、消費量が増えたわけじゃないんです。コンクリートだとか、プラスチックとか、ほかの建設資材に食われて、シェアは上がっておるんですが、量は増えていないというのが現状です。子どものころから森林の林業の優位性を教える。それもフィールドの中で教える。現場に近い方が教える。おもしろくて深みがある教育ができるんじゃないかな。それがカリキュラムとセットになればすばらしいのかなというような思いでございます。

今、私の仲間たちで海の藻場再生をやっておるグループがございます。ここには藻の研究者もおります。漁業者もおります。スキューバダイビングの先生もみえます。要するに海の深いところも、安全に対することも経済的な話も含めて活動しておるわけですが、それがもし学校教育のカリキュラムと合えば非常に効果的でおもしろく楽しく学べる。私は本来急ぐべきは、楽しく学ばせる教育スキルを開発なり普及して、教育レベルを上げるのが一番大事なことなんじゃないかなと思っておるわけです。

そんなことで、ほかにもたくさん事例はあるんですが、イベントカリスマと言われております軽井沢の星野リゾートの方もホテルのお客さんは高校生なんです。自然を利用して、専門家、獣医さんだとか植物学者が合宿的に教育するんです。案内はチラシを出したことがない。学校への案内だけのようでございます。

そんなような事例も含めて、センター博物館にしてもセンター機能を標榜されておみえですが、現場に自然のフィールドがあって、そこにもまた先生がみえて、そことも連携するような、サテライトの博物館との連携だけじゃ

なくて、フィールドとの連携みたいなものも視野に入れますと本当の博物、博物教育、生涯学習といった機能が出るんじゃないかなと、そんな思いで知事の御意見を聞かせていただきたいなと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 議員より御指摘のありましたフィールドを活用した教育の件でありますけれども、その前に学力テストの活用について御質問がありましたので、私の考えを一言述べさせていただきますが、私自身は大人の都合、あるいは親の経済力、そういうものによって教育格差というものがあるってはないと、そういう思いであります。そして、学力テストを活用することについては、議員御指摘のようにいわずらに競争をあおるような方法でもいけないし、一方で、そういうテストを活用して子どもたちに格差が生まれないようにしっかりと課題や現状を把握する。これは非常に大切なことであると思っております。ですので、今後の活用方策につきましては、他県の例なんかも参考にしながら今後検討して進めてまいりたいと、そのように考えております。

フィールド教育の件でありますけれども、三重県は多彩な県土、自然などの豊かな環境を有し、人と人とのつながりや自然とのふれあいの中で独自の歴史、文化、産業をはぐくんできました。私はこの三重県の持つ素晴らしい自然、歴史、文化、産業等を、教育において最大限に生かすことは大変重要であると考えております。

間接的な体験、あるいは擬似的な体験、そういうものが多くなっている昨今の状況を見ますと、自然との、本物とのふれあいや体験の中で物事に興味、関心を持ち、知的好奇心を伸ばすこと、また、様々な体験活動の中で、学校内外の多くの人や尊敬できる大人と出会う機会を与えることの重要性も指摘されているところです。

地域の資源を学校教育に効果的に活用することは、子どもたちにとってこうした体験ができる機会となると思います。また、フィールドを活用した教育の中で行われるグループ活動や宿泊体験活動は、子どもたちの自主性、協

調性、社会性、そういうものをはぐくむことにつながると考えます。子どもたちにはこのような体験的活動を通して、単なる知識偏重ではなく、自分の将来を描き、社会に出て自ら道を切り開いていくことができる確かな力を身につけてもらいたいと考えております。

学校教育を通じた具体的な取組については、県や市町の教育委員会の中で御検討いただくこととなりますが、新博物館の活動や農水商工分野、環境森林分野との連携の中でもフィールドを活用した多彩な教育の展開ができればと考えております。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） ありがとうございます。今の御答弁なんかも本当にうれしい。私が意図することを網羅していただいたような気持ちでありがとうございます。最後の質問でございますが、なぜかやはり先般の代表質問でも出ておりましたが、衆議院選に出るんじゃないかとか、大阪の府知事のまねばかりしておるんじゃないかとか。私は知事の今までのブログだとか、読めば読むほど私と共感するところがたくさんあってうれしいんです。一緒に頑張っていきたいと思っておるんです。だけど、そんなような、若干、一抹の危惧といいますか、不安がつきまとうんです。

政策集につきましては、にわかづくりかどうかわかりませんが、いいことをずっと羅列してあって、財源とのリンクがちょっとあやふやとか、あるいは財源の主要なものは、上げてあるのは人件費削減だけで、ブログのほうでは人件費の話も2度3度、こうすれば、これだけ下げればできるという国レベルの話ですが、そういう事例で複数回同じあめを2度3度使っておるような記述もございまして、その辺に心配がございまして。

市町に3ゲン、権限・財源・人間を渡すと言って、これはいいことのようにございますが、県の空洞化を招くんじゃないか。道州制を強く意識されているのかな。私もかつては道州制賛成論者だったんですが、前回の市町村合併やら、それから小泉改革、郵政改革を含めまして、ああいったことの事例、結果を十分分析しないと、末梢神経といいますか、毛細血管の部分の弱体化

して、ぬくもりが感じられない行政にならないかという危惧をしておくわけです。

ですから、拙速に事を起こしますと、国破れて山河ありならまだいいんですが、人心も破れて、組織も破れて、山河も人の住むことなく荒れるような状況が来はしないか。そんな危惧があるわけですよ。ぜひこういった私の危惧を解消していただくような御決意やお答えを、もう一度になるのかわかりませんが、いただければありがたいなと思うんです。

それで、いろんな改革をしておるときに、県民、それから職員が当然一枚岩になってやっていただきたい。けど、私が疑念を持ちましたように、エリートで東京で育ったというような印象を職員や県民に持たれることなくやっていただくためには、やってみせ、言って聞かせてさせてみせ、褒めてやらねば人は動かぬ。山本五十六の言葉ですが、やる前に給料を削って人は動かじにならないように、それも含めまして、いろんな改革をするときに、効率化とかスリム化を進めるときに、角を矯めて牛を殺すようなことのないように、そんな思いで最後の知事の政治姿勢をお語りいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御指摘をいただきました私の政治姿勢についてでありますけれども、その前にその中にもありました道州制のことを一言申し上げておきますけれども、私は道州制については重複行政の排除とか、あるいは広域的な連携、そういうような観点からは一定のメリットはあると考えております。

そもそも道州制というのは、一極集中、東京一極集中というものをなくしていこうという思想のものでありますから、道州制をやったことによって、また例えばこの中部とか東海で名古屋一極集中というようなことがあっては、そういう制度があってはならないと私は強く考えているところであります。したがって、各地域が自立してやっていけるということを一番大切にす、そういう議論をやっていく必要があると考えております。

そして、私の政治姿勢でありますけれども、私もまだ36歳で足らざるとこ

ろがたくさんあります。ですので、県民の皆さんや職員の皆さん、そして、議員各位からしっかりと御指導をいただきながら謙虚に、そして、皆さんと心を一つにして、職務を強い信念と覚悟を持って全うしてまいりたいと思っております。

昨日一部の記者会見の中でも申し上げましたが、そういう他の選挙へのくらがえなどのようなことは一切ございませんので、この与えられました4年の任期をしっかりと全力で取り組んで、皆様に結果を見ていただけるようにしたいと考えております。

[12番 吉川 新議員登壇]

○12番（吉川 新） ありがとうございます。

話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば人は育たず、やっている姿を感謝で見守って信頼せねば人は実らずと言われております。知事、強力なリーダーシップを御期待申し上げまして、優しい心を貫徹していただくことを望みまして質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 20番 村林 聡議員。

[20番 村林 聡議員登壇・拍手]

○20番（村林 聡） 度会郡から選んでいただいています自民みらい、村林聡です。2期目も最年少ということですが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、過疎対策についてからお伺いしたいと思います。

大きな一つの項目のそのうちの一つ目、過疎対策の基本的な考え方に入っていきます。

私は、これまでも何度かにわたって本会議や予算決算常任委員会の総括質疑などで、この過疎対策について議論をさせていただいてきました。そして、残念ながらよい御答弁をいただけずに議論が平行線に終わったこともありました。今ここで、新しい知事にかわった今ここで、もう一度私の考える過疎対策の基本的な考え方について議論させていただきたい。

私の考える過疎とは、それは自分の生まれた地域が大好きで、できればそ

ここに住み続けたいと望んでいる人が住み続けることができない、そういう悲劇のことだと思っています。お年寄りがお年を召して亡くなってしまう。これは大変に寂しいことではありますが、この人口の減り方は過疎ではありません。若者をはじめそこに住みたい人が住めないこと、このことこそが過疎の本質です。であるならば、人口流出そのものをとめることこそが過疎対策の本質であるはずで

先日の全員協議会で人口の社会減と自然減は違うと知事はおっしゃってくださいました。知事、改めてお伺いします。急激な人口減少によって生じる様々な課題に手を打つのはもちろんですが、過疎対策とはこの過疎の本質である人口流出そのものに対策をするということではないでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 村林議員より御質問いただきました過疎対策についてありますけれども、地域の力を伸ばす県政の展開に当たっては、経済面や暮らしの面で見られる格差を解消し、県内のどこに生まれてもどこに住んでもよかったと県民の皆様が思える三重県にしていくことが重要であると考えています。このような中で、地理的条件などの不利な地域においては、若者を中心に人口流出が続いてきたことにより地域の担い手が不足するなど、過疎化が住み、地域の活力が低下しています。

このことから、次世代を担う若い方々がふるさとに定着し、希望を持って暮らしていけるようにすることが過疎対策の重要な課題であると私は考えます。このため、地域産業の振興と雇用の場の確保、医療、教育、子育て環境の充実など、経済と暮らしの両面の維持確保を図り、若者をはじめとした人口流出の抑制に努めるとともに、地域の活力を再生していきたいと考えています。

特に雇用というのが私は大切であると考えております。自殺とか、児童虐待とか、高齢者が1人で亡くなるとか、いろんな社会問題がありますけれども、そういうことを解決する観点からも、若者が地元で働く場があるという

ことで家族や地域ときずなを持って暮らしていく環境ができる。その最大のポイントは地元雇用をつくるということであると考えております。一朝一夕には成果が出ることは難しいかもしれませんが、今後そのような観点でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。まさにそういう答弁をしていただきたいと思っておりました。本当にそういう御答弁をいただいて感無量であります。本当にありがとうございます。今までこういう御答弁をいただけなかった。本当にありがとうございます。

では、基本的な考え方が一致したと、そのように思いますので、二つ目の項目に移りたいと、そのように思います。

二つ目の項目、新しい豊かさと農林水産業というふうにさせていただきました。

知事は新しい豊かさというものを打ち出されました。これは過疎対策と同じ軸の上に乗っているのではないかなと私は思うのです。新しい豊かさと過疎対策、これほどどちらも農山漁村や農林水産業の価値を見直すということをベースにして、それを根っこにしているではありませんか。同じ根っこから一方で新しい豊かさが、そして、もう一方では過疎対策という花が開くということではないでしょうか。

過疎が起こった経緯を考えてみます。高度経済成長が起こって製造業でこの国は成長するのだと。そのために、農林水産業は製造業よりもおろそかに扱われました。農山漁村から労働力として都市部へ人口を集中させました。それで都市部で世界を相手に富を稼いで、それを交付税という形で地方へ戻す。この地方から都市へは人を、都市から地方へはお金をという取引をこれまで行いながらこの国は発展してきた。高度経済成長には適したモデルであったと、そのように思います。そのおかげでこの国は大いに発展しました。

しかし、現在このモデルは行き詰まっています。だからこそ知事は新しいモデルが必要だとおっしゃるのでしょうか。私はそのように感じました。知

事はこうおっしゃっておられますよね。経済成長にかわる地域経営のモデルが新しい豊かさなのだ。そして、そのモデルの資源として、豊かな自然とか、地域の文化とか人々のきずなというようなものを上げておられます。こうした資源は農山漁村には豊富にあります。物質的に飽和して成熟したこの日本の社会には新しい価値が必要です。それは生産額が多いとか少ないというようなこれまでの経済的な尺度ではないはずです。それは農山漁村や農林水産業を見直すということにほかならないと思います。

それは疲弊した農林水産業の未来を開き得る。そして、都市部の皆さんに対しては、その新しい価値、新しい豊かさ、新しい幸せを提供し得る、そういうことでありましょう。いかがでしょうか、知事。私の今申し上げたことと知事のお考えに開きはありますでしょうか。もし大筋で同じであるということであれば、新しい県政ビジョンにはこの農山漁村や農林水産業の価値を見直すということが非常に大きな部分になるはずですが、どうでしょうか。知事の御答弁をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 議員より、新しい豊かさと農林水産業の持つ価値を改めて見直すということについて御質問をいただきました。成熟した社会においては、経済的な尺度や物質的な豊かさだけではない新しい豊かさが求められます。三重県は議員からも御指摘がありましたように、自然、歴史、文化など、様々な資源に恵まれており、これらの資源を生かすことで新しい地域社会のモデルを示していく、そういう可能性があるというふうに考えております。

私は、新しい豊かさについては、例えば人の役に立つことで幸せを感じることや、家族や地域のつながり、食べ物や風景など、日本人がふるさととして思い出すようなものを大切にする気持ちや行動など、いろいろ考えられるのではないかと思います。

農林水産業は豊かな自然とのふれあいの中で行われるものであり、農山漁村には人や地域のつながりがまだ残されています。新しい豊かさは農林水産

業や過疎対策、これだけを念頭に置いたというものではありませんが、議員から御指摘いただいた、改めて価値を見直すということについては大変大切なことであるというふうに考えておりますので、今後有識者の皆さんなどの御意見、県民の皆さんの御意見、そういうものを踏まえ、新しい県政ビジョンの中でいろんな議論、検討を行っていきたいと考えております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

改めて価値を見直すという部分はやはり一致しておると、そういうふうに御答弁いただいたと認識しております。これからの検討だということでありますけれども、新しい県政ビジョンにはそういうことをしっかり明記して行ってほしいなど、そのように要望いたします。

もう一度（1）のほうの話にも関連するのでありますけれども、新しい県政ビジョンには、過疎の本質へ対策するのだということを明記していただきたい。どうかよろしくお願ひしたいんです。そのためには、過疎の本質をあらわすような指標を置いてほしいのです。今まで、過疎の指標は何が置かれておったか、御存じでありますでしょうか。交流人口というものが置かれております。もちろん交流人口というのも大事なことなわけですが、これは過疎の本質をあらわしている指標ではないと私は思っています。

観光入り込み客数に近いような指標ではなくて、先ほど知事がおっしゃっていただいたような若者が定着するとか、人口流出をとめるというものを通じて直接あらわす指標を置くべきだ、そのように考えています。今までも提案してきたことでありますけれども、例えばゼロ歳で生まれた子どもが20歳や30歳になるまでに何%残るのかとか、あるいは転入転出の差であるとか、まさに社会減をあらわす指標は置き得るはずであります。どうかそういう指標を置いていただきたい。そのようにお願いします。

そして、そういうふうに具体的に指標を置いていただければ、その指標を達成するために具体的な施策を置かざるを得なくなるはずで、そうすれば、先ほど一朝一夕ではできないというふうにおっしゃられましたけれども、地

元に雇用をつくるということが大事なのだ」と知事はおっしゃっていただきました。この指標を達成するためには地元で雇用をつくるんだと。例えば三重県南部であれば農林水産業というようなものできちんと働く場がなければこれは達成できないはずであります。そのように一つ一つ具体的に県政ビジョンのほうには新しく明記していただきたい。本当をお願いを申し上げたいと思います。御答弁をありがとうございました。

では、一つ目の過疎対策についてを終わらして、次の2番の水産業の振興についてに移りたいと思います。

これも二項目に分かれておりまして、一つ目が津波被害からの復旧復興ということでもあります。

今回の大震災で被害に遭われた東日本の方々には心よりお見舞い申し上げます。そして、この三重県内においても、40億円を超える水産業被害が出ています。私の撮った写真つきのレポートをつくって提出したり、また、機会あるごとに現場の窮状をこうしてお話もさせてもらってきました。昨年もチリからの遠地津波による被害を受けていて、2年連続で被災した方も多くいました。とにかく大き過ぎる被害にどこから手をつけていいのかわからないとか、再建なんてできるんだろうかなんていう声が聞かれました。皆さんの表情といい、こんな言葉が出てきてしまうことといい、とても力を落としていたんだなというのを感じていました。

この再建への意欲の問題、そして、もともと漁業の経営というのは厳しくて、既に借金がある上にさらに借金をするというようなことで、とても返していけるとは思えないというようなこと。また、定置網、大きなお金がいるんですけども、これが国の激甚災害の指定から漏れているというような問題、県は国にそのことを伝えて特に配慮してほしいことなどを申し上げてきました。伺うところによると、4月の12、13日で水産庁などにも要望に行っていただけたとのことです。

それで、農水商工部長にお尋ねしたいと思います。

この6月の補正予算に東日本大震災による水産業被害の対応を盛り込んで

いただきました。私がこれまで言ってきたようなことが反映されていると聞き及んではおりますが、改めてこの本会議場で御答弁をよろしくお願ひいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 津波からの復旧復興についてお答えをいたします。

本県におきましては、東日本大震災によりマダイやカキの養殖などにおいて約40億8000万円にのぼる甚大な被害が発生いたしております。そこで、まずは早急な対策の必要なへい死した魚の処理、津波により損壊した養殖施設等の処理、種ガキの確保などへの支援に取り組みました。

しかしながら、本県では昨年のチリ津波に続き2年連続で津波被害を受けたことから、漁業者の経営状況が悪化しているだけでなく、再開意欲の喪失も危惧をされております。そのため、今回提出をさせていただきました補正予算案では、速やかに施設等の復旧復興を図るため、養殖施設や定置網の復旧、稚魚等の購入資金の無利子化などに取り組み、養殖業の再開について支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに、漁業者の希望とやる気を生み出し、強い産地へと再生していけるように、過去の債務の負担軽減、災害に強い新たな養殖体制の構築や販路拡大等の促進などを支援するとともに、これらの事業については関係者と十分協議をし、三重県水産業の復旧復興、再生に向けてしっかり取り組み、もうかる養殖業の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

定置網の部分も予算に入れていただいておりますし、過去の借金の借りかえということも入れていただいております。非常に枠組みとして手厚いと思いますし、感謝申し上げたいと思います。

その一方で、運用をしっかりしていただきたいと思います。せつかくのい

い制度ですから、助かるようにきちんとしていただきたい。例えば既にこの制度ができ上がる前に始めてしまっている人もおるわけです。そういう人が不利にならないような運用とかもぜひとも心がけていただきたいと思います。

また、地元の方々とお話をする、皆さん本当に断片的な情報の中で非常に不安なままやっておられる方が多いです。僕がこうやって聞いてきたことを地元でやると、一部は知っておるけれども、一部は知らないとか、本当に網羅的に知っておるという方は非常に少ないなと、そんなふう感じておるところであります。もちろんこれから議決してからということにはなりませんけれども、その後はぜひとも周知徹底を図って、知らないというようなことがないようにお願いしたい、そのように思います。

また、今復興の部分、新しいもうかる漁業の部分についても御答弁をいただきました。現在三重県水産業・漁村振興指針というものをつくっていただいております。ありがたいことだと思っておりますが、これからそういうもうかる漁業にしていく。ただ、もとへ戻しても困ったままでありますから、水産業を前へ進めていく中で本当にこれは大事なことだと思っております。できれば、その後は農業や林業には条例があるわけですが、水産振興基本条例（仮称）というようなものをつくっていただければなと私は思っております。要望をさせていただきたいと思います。

では、二つ目の項目、（２）軽油引取税の免税延長の部分について入っていきたいと思います。

漁船に使う軽油には免税制度があります。１リットル当たり32円10銭が免税されております。ところが、今年度いっぱいこの免税措置の期限が切れることになっております。今、漁業の現状を見ますと、魚がとれなくなっているにもかかわらず魚価は低迷しています。そこへ原油価格の高騰を受けて燃料代が上がってきています。

ただでさえ厳しい環境で漁船漁業の展望が見えない中で、免税の期限が延長されないということになると、１リットルにつき32円10銭の負担が漁船漁業にさらにのしかかることとなります。ぜひとも延長すべきものであると思

いますし、県議会としても3月に意見書を可決したところでありまして、三重県としても、国に対して漁業の窮状を訴えて免税制度の延長を働きかけるべきだと考えますが、御所見をお伺いします。御答弁をよろしく願います。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 軽油引取税の課税免除の延長について答弁させていただきます。

軽油引取税は道路特定財源として昭和31年に創設され、その趣旨から例えば道路で使用しない漁船でありますとか、農業用機械などに使用する軽油は地方税法において課税免除となっております。しかし、平成21年度の税制改正によりまして、道路特定財源の一般財源化に伴いまして当該課税免除の措置は平成24年3月31日までの3年間の経過措置とされたところでございます。

この課税免除の経過措置の期限が切れますと、課税免除対象者の負担が増加し、業界でありますとか国民生活に大きな影響が及ぶことから、三重県議会におかれましては平成22年の12月に軽油引取税の課税免除措置の存続等を求める意見書、また、平成23年3月には、漁業用軽油に課される軽油引取税の恒久的な課税免除を求める意見書を国に提出されております。県といたしましても、産業振興の面から国におきまして課税免除の恒久化等の適切な措置が講じられるよう、今月末に実施をいたします平成24年度国の予算編成等に関する提言におきまして提言、要望していきたいと考えております。

以上でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

課税免除の恒久化までこの6月末の予算要望の中で国のほうへしていただけるという御答弁であります。本当にありがとうございます。どうかよろしくお願いいたしますと思います。

事前の打ち合わせでは、ここでは余り最初はいい答えがいただけなさそう

だったので、ここの質問に実は大層時間をかけておりました、次々と部長さんに質問をしていく予定だったので、時間がどうかあれですが、ぜひ本当に想像以上のお答えをいただきましてありがとうございます。

漁業の窮状というような地域の実情を国へ伝えるのはやはり県の仕事であると僕は思いまして、予算について知事を先頭にいつも国へ要望していただいているわけですから、そういうふうに盛り込んでいただけるということは本当にありがたいことで、どうかよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

では、大きな三つ目、特定鳥獣保護管理計画の変更についてという項目へ入りたいと思います。

4年前初めて当選させていただいてきて、一番最初に取り組んだ項目がこの獣害対策です。初めて所属させてもらった委員会、当時、環境森林農水商工常任委員会という名前でしたけれども、そこでドキドキしながら初めて手を挙げて発言させてもらったのが、第二次戦略計画に獣害対策という単語を明記してくださいということでありました。

あのころは獣害対策という言葉がまだ明記されていなくて、野生動物の適正な保護管理としか書かれていなかったんですね。僕が地元でいろんな方のお話を聞いてきて、海へ行っても、山へ行っても、川へ行っても、どこの集落へ行っても、大体口をそろえて獣害がひどいとおっしゃるのに、やはり地元のそういう度会郡を通してこれだけ声を聞くということは三重県南部は少なくとも同じような状況であるはずだ。三重県の半分は同じような状況であるはずにもかかわらず、獣害対策という単語が入っていないのはちょっとおかしいんじゃないか。ぜひ入れてほしいんだというふうにお願ひしました。そうしたら先輩議員さん方の応援もいただいて5カ所記述していただいたと、そんなことがありました。

その後、獣害対策プロジェクトができて、獣害対策担当参事もできて、獣害対策を進めていただいているということに敬意と感謝を申し上げます。しかしながら、住民の皆さんから獣害が楽になったというように実感してもら

えるにはまだ至っていないのではないのでしょうか。

この間、大紀町の人からこんなことを言われました。山の方だったんですけど、おまえなど、苗木が、小さい木がシカに食べられちゃうのは、知っておるよなど。知っていますと。その木の皮をぐるっと1周食べられてしまうとそこで水が通らなくなって枯れてしまうんですよと。ああ、そうやと。じゃ、大きな木もそういうシカの害に遭うということをおまえは知っておるか。いや、済みません。知りません。どんなあれですかと言ったら、シカが角を研ぐというか、こすりつける性質があるそうですね。それで大きな木にこすりつけると、その木の値の一番いいのがちょうど角の高さぐらいなんやそうです。そこにそれだけ傷がついてしまうと、もともと切り出して売ってもなかなかコストが合わない、値段が合わないと言っておるところに一番値のいい部分が傷ついてしまうんだと。おまえが獣害対策を一生懸命やっておるといのは話を聞いておるけれども、シカをちゃんと減らしてほしいんだ。そんなふうに言われました。

林業もそうだし農業もそうだ。獣害という部分に余計なコストがかかって本当にしんどいと。もちろんこれはコストだけのことではないんですけど、本当に獣害というのはいろんな部分で、生きがいの部分まで奪いますし、大変なあれなのであります。

そういう話が出るのもそのはずで、例えば今から質問しますけれども、シカは減っていないんですよ。シカについて4年前、私はこういう説明を受けました。三重県内のシカの適正な生息頭数というのは1万頭です。ところが、今、4年前ですね。5万3000頭いますので、毎年6000頭ずつとっていきますと。そうすれば平成23年度末までに1万頭になります。それを聞いて、本当に毎年6000頭ずつとっていくことで1万頭になるんですかというように聞くとこういう答えが返ってきました。大学の先生にも入ってもらって検討して決めているので間違いありません。そんなお答えでした。

地元で猟師さんなんかにお話を伺うと、とても6000頭ずつでは足りないと思うと皆さん口をそろえておっしゃるんですね。それで、恐らく県としても

計画より多目に毎年1万頭近くとったりしてきておるわけです。にもかかわらず、それで今どうなったのかと。今現在どうなのかといいますと、三重県内のシカは7万7000頭になっているわけです。5万3000頭を1万頭にする計画で三、四年たったら7万7000頭に増えていたわけですね。というわけで、県は平成23年度末に適正頭数にできないことがはっきりして計画の変更をなさいました。本来平成23年度末に1万頭にすべきものを4万4000頭というように変更しました。

さて、そこでお伺いします。

ニホンジカの特定鳥獣保護管理計画がこのように未達成となった原因は何ですか。

そして、適正頭数である1万頭にはいつするんですか。

また、そのためには具体策が必要ですが、どのようなものをお考えでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰己清和） ニホンジカの特定鳥獣保護管理計画、その達成のことでございますが、そもそも特定鳥獣保護管理計画、三重県のほうでは平成14年度から2期にわたり農林業被害が増大してきたということで、獣害対策の一つのツールとして進めてきたところでございます。

現行計画は平成19年度から23年度ということでございますが、御指摘のとおり当時の生息頭数はふん粒調査によりまして5万3000頭と。この5万3000頭もかなりふん粒調査の年度ごとのばらつきが多いというところから、平成14年から17年の平均をとりまして5万3000頭と充てたんです。例えば平成17年はその単年度で参りますと10万6000頭の調査データが出たんですが、かなりばらつきが多いということで5万3000頭をベースにしたということでございます。それから、計画末に生息数を1万頭となることを目標に掲げて捕獲目標を年間7000頭に掲げたということでございます。これは年平均でございますが。

それで、平成21年度までの実績で参りますと、計画の年間7000頭を上回る

捕獲実績を上げていただいておりますが、平成21年度のふん粒調査による生息頭数、今7万7000とおっしゃいましたが、単年度では6万2000で7万7000は3カ年の平均値でございまして、単年度では6万2000というような状況になっています。最近出た数字では22年度の生息数は4万8000ということになってございますが、いずれにしましても、御指摘のとおり当初計画より増加しておりまして、まことに残念ながら23年度の目標生息頭数の1万頭の達成が難しいという状況になっております。

この要因でございまして、全国的に三十数県がこのような計画をつくっておるのでございますが、これも同じような傾向が出ておるんですけども、一つには、最近の暖冬や生息区域の拡大で食べ物が豊富になって繁殖数が予想以上に増加しているということや、あるいは実際の生息数が推定数、我々がふん粒調査でした推定数を上回らして、計画した捕獲量が実際には足らなかったと。それで個体数を減らすようになってこなかったのではないかとということが考えられるわけでございます。こうしたことから、今年23年の1月にその計画を変更いたしまして、狩猟期間を1カ月延長し、捕獲目標数を年間7000頭から1万2000頭に引き上げたところでございます。

それで、具体的に1万頭に達する時期ということでございますが、この1万2000頭を年間続けてまいりました場合、あくまでもこれはシミュレーションでございますが、平成25年度には約1万5000頭、それから、26年度には5000頭ということになりまして、26年度には1万頭を下回るということが一応計算上では試算されるわけでございます。

それで、今後の具体的な策ということなんですが、まず本当に1万頭というのは1平方キロメートルに3頭ぐらいの密度ということで、ここをぜひ目指していきたいと思っておるんですが、これを達成するためには保護管理を行っていく対象が御案内のとおり自然界ということもございまして、ふん粒調査や推定方法による生息数と実際の生息数の乖離も考えられるということから、被害状況、これも今後加味しながら、計画におきましてはしっかりとまず捕獲目標数の設定をできるように検討してまいりたいというのが一つで

ございます。

そして、その捕獲数を確保する具体的な対策といたしましては、現在捕獲頭数の緩和ということで1人1日当たり3頭までということになってございますが、そういうことの緩和であるとか、狩猟期間の延長を今年いたしました、それをさらに拡大するというような規制緩和策の導入を検討するとともに、農水商工部と連携いたしまして、大量捕獲方法の実証実験を行うなど、適切な対策を選定していきたいと、このように考えまして、ぜひ獣害、シカが減ったと実感できるように目指していきたいと考えております。

以上です。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

大量捕獲実証実験に入られるということでありまして、そこに興味があります。夜鉄砲は打てないんですね。夜の夜打ちはだめだと。そうやもんで、シカが安心して道路上に群れでおります。国道の上でもおります。車から僕がおりてどなっても逃げません。というような状態でありまして。ですから、大量捕獲、ぜひ夜のシカを一網打尽にする方法を開発していただきたい。それができれば労力もコストも少なく、しかも夜里の近くにおりてきておる群れ、これはもう確実に悪さをしておるシカの群れであります。それを群れごととれれば、その周辺の集落は劇的に楽になるはずですよ。

そうすれば、今度は、今回獣肉の利用という予算もつけていただいておりますけれども、利用もうまくできるのではないのでしょうか。新鮮で数がそろふということが可能になります。僕は人間が食べるのが一番であるというふうに前々から提案させていただいております。そういうことも利用ということを見ると、やはりそういうふうに夜に大量に捕獲するということが必要になると思います。それもほかの肉の代用品ではなくて、シカの肉のおいしさというものをぜひ打ち出していきたいなというような気もします。夜の大量捕獲の点を一つ提案したいということですよ。

それともう一つ、わなの口径の問題です。今、三重県はクマが出るという

ことで、クマを保護するということでわなの口径を12センチというふうにしてもらっています。ところが話を聞くと12センチではなかなかとれないと。三重県じゅうどこにでもクマが出るわけではないと思うのです。三重県内でもクマの出ない地域というのはあると思うんですね。ですから、一律に12センチというのではなく、出ない地域は緩和していただいてもいいのではないかなという点を指摘したいと思います。

今、県のほうは鉄砲の免許は非常に大変なので、わなで対応するんだというふうにおっしゃっていただいておりますので、特にそういうことが必要ではないかと、そのようにまず提案したいと思うのでありますが、いかがでしょうか。再質問で。

○環境森林部長（辰己清和） 大量捕獲の点につきましては、獣害対策プロジェクトと協働でしっかりとやっていきたいと思っております。夜の部分がどうか、もう少し私も勉強しなければなりません、福井県でもやられておることとございまして、その辺でうまくいくようにしていきたいと思っております。

それから、わなの件でございます。議員御指摘のとおり、紀伊半島のクマについてはかなり減少という部分も指摘されておるところもございまして、他県ではそのわなを大きくしてということをやられておるところもございまして。それから、猟師さんに聞きますと、最近イノシシのほうがわなでたくさんとられるようになって鉄砲より少なくなったというようなことも聞いてございまして、その辺のところをしっかりとよく検討して、ほかに危惧を与えないような格好で適切な対応をとっていきたいと考えております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） ありがとうございます。

続いて、もう一度再質問しますが、予算の裏づけというのは非常に、本当にこれだけの数を減らしていこうと思うと必要だというふうに思います。これは度会町で言われた話なんですけど、狩猟する方だったので、とってこいということであればやはりお金が幾らついておるかというのは非常に重要で

あると。今の状況では、犬のえさにするとき以外にはシカをとることはないとおっしゃっていました。そのときにお話がよく出るのがメスジカ1頭1万円という話です。シカはオス1頭に対してメスがたくさんという群れをつくりますので、オスをとってもオスが入れかわるだけで数には影響がないわけですね、繁殖する数には。ですので、メスジカをとるということを県は取り組んでいただきました。

その話を僕が地元で、度会町でしたときに、おれたち1万円ももろうてへんでおっしゃった。あれ、おかしいですね。じゃ、ちょっと調べますと言って聞いたら、そもそもこの予算は450万円しかない。度会町に幾ら行っているんですかと言ったら15万円しか行っていない。15頭とったら終わりだから、それを小分けにして1頭3000円で度会町は運用なさっておった。そういうことだったんですね。450万円でも少ないというのに、今回その予算を環境森林部は削られました。なぜでありましょうか。それにかわるものがあるのか。御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○環境森林部長（辰己清和） 従来1頭1万円をメスジカに出しておりましたのは、結局シカの場合、群れの中で一夫多妻制であるということで、メスジカをかなりなくすということが減るということで、それを林業被害があるというようなことから対応しておったのでございますが、今年度から獣害対策プロジェクトのほうで、従来どちらかといったら網を張るという部分から捕獲のほうにも取り組んでいこうというようなことで、中山間地域活性化新獣害対策事業と、このような枠の中に県単独で、予算額4225万円で捕獲隊の活動推進、あるいは被害を減少させるための個体的調整等について、その部分を求めてつくっていきこうと、総合的にやっっていこうということになりましたので、シカだけ私ども単独ですするよりも総合的にそれぞれの市町でも防除計画を立てられておりますので、一体的に行ったほうがいいのではないかとということで今回そこに統合したということでございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 今、県単でおっしゃいましたね。その4200万円ですか。

それは恐らく実施隊と言われる予算ではありませんか。それは本当に4200万円が捕獲にすべて使われるのでありましょうか。それでこの平成25年に1万5000頭というようなことを目指されるのですか。それで十分な予算と言えるのかどうか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○環境森林部長（辰己清和） 私は事業名で申しましたので、4224万5000円ということでございますが、御指摘のとおりこの予算の中には野生生物による被害対策のための基本調査、それから、捕獲技術の推進というようなことも含めてございますが、捕獲隊を組んで実際にとっていただくために使ってもらう部分がかなり多いというふうに聞いてございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 捕獲隊をつくっていただくということはすばらしいことだと思いますが、やはり今までやってきて計画が未達成になった。できなかった中で、今まであった予算をばっさり切ると。それでそちらへシフトなされるということでありますけれども、本当にそれでいけるのか。正味の中身が本当に幾らぐらいあるのかということがちょっとまだわかりにくいなと。

環境森林部が特定鳥獣保護管理計画をつくられる主管の担当部でありますので、獣害対策プロジェクトという取組は本当にすばらしいのでありますけれども、責任の所在を、計画をつくった部としてきちんととっていくんだというそのための予算をいきなりばっさり切るということはちょっと腑に落ちるところがありますので、どうかこれから予算の裏づけをしっかりとっていただきたいということを要望いたしまして獣害の項目を終わらせていただきたいと、このように思います。よろしくをお願いします。

では、大きな4番目の項目、救急医療の地域格差というところへ入っていきます。

この問題についても、これまで何度か質問してきました。この問題については、もう一度原点に立ち返って基本的な部分から知事にお伺いしたいと思います。

医師不足というのが根本的な問題で、医師不足を解消できれば現在起きて

いる病院の問題や救急の問題など、様々な問題が解決します。しかしながら、お医者さんを十分に増やすまでには10年ぐらいはかかってしまうのではないのでしょうか。やはりお一人の方が一人前になるという期間を考えても、それぐらいかかってしまうのではないのでしょうか。ならば、それまでの10年をどう生き延びるのかということだと思ふわけです。お医者さんをすぐには増やせないのであれば、救急の面から取り組んでいくことで少しでも県民の安全・安心を高めることができないか、こういう問題意識を持ってきました。

地域に住んでいる者として、実際に救急車で運んでもらった自分の経験や親戚や知り合いの御親族の話などを聞いていますと、非常に厳しい救急事情があります。よく私たち議員は救急車の県内平均の到着時間が6分とか7分であるというような説明を受けるのでありますが、すべてそういう時間で到着しているわけではないですよ。交通事情であるとか、純粋に消防署からの距離の問題で差があるはずですよ。例えば私の住んでいるところでは、どんなに順調に走っても20分はかかります。そして、そこから伊勢の山田赤十字病院までとなるとさらにもう1時間かかります。県内の収容までの平均時間が35.5分であるということと比べるととても大きい差があります。

知事の政策集には命の格差は許さないと書いてくださっています。こういう、その地域に住んでいたから助からなかったというような格差は、あってはならない格差であると私も考えます。知事、県の責任でこの格差を縮めていくために積極的に取り組んでいくのだという決意をお聞かせください。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 救急医療の格差についての御質問でございますけれども、緊急の処置、または治療が必要なけがや病気などに対して、それぞれの症状に応じた適切な医療が提供されるよう、市町が中心となって休日夜間応急診療所などによる初期救急医療体制、病院群輪番制などによる二次救急医療体制の整備が行われています。県としましては、輪番病院の非常勤医師の雇用や勤務医の休日、夜勤の手当に支援を行ってきています。また、高度で専門

的な医療を提供する救命救急センターを設置するなど、三次救急医療体制の整備に努めてきたところであります。

しかしながら、医師不足により一部の地域において救急医療体制の維持が困難な状況となっており、救急医療体制の整備充実を図る上で医師の確保が課題となっています。また、軽症な患者が二次救急医療機関を受診したり、救急搬送において受け入れ先の医療機関が速やかに決まらない事案があるなどの課題もあります。このため、県としましては、引き続き市町、三重大学、医療関係団体等と連携しながら、地域の救急医療体制の整備充実に取り組みでまいります。

具体的には、医師、看護師をはじめとする医療従事者の確保、救急医療情報システムによる初期救急医療機関の情報提供、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用による搬送先が決まらない事案の解消、救急救命センターの設備整備や運営支援などに努めます。さらに、地理的に陸路の搬送に時間を要する地域の三次救急医療体制を充実させるため、本県独自のドクターヘリの平成24年2月の運航開始に向けて準備を進めてまいります。

議員から御指摘がありましたとおり、命に格差があってはならないという私の思いは変わりません。引き続き大変難しい課題ではありますが、全力で取り組んでいきたいと思っておりますし、また、議員も提案しておられるような小規模ないろんな救急車の配置、そういうものについては市町が一義的に責任を持っているところでありますけれども、そういう広域消防の検討とかの中で市町とも働きかけや意見交換などをして、少しでも前に進めるように努力をしてまいりたいと考えております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。大変難しい課題ではあるけれども、ちょっとずつでも前に進んでいくようにという御決意をいただいたと、そのように思います。ありがとうございます。

知事がぜひ取り組んでいただきまして、その中で再質問させていただきたいと、防災危機管理部にお聞きしたいと思っております。

前回の一般質問で私は救急車の到着目標時間を定めるべきだということを申し上げました。助かる命を助けるためには、本来救急車は何分以内で到着すべきなのでしょう。そのための目標時間を設定してもらえないかということです。誤解のないように申し上げますが、これは何も時間内に着かないからといって現場やその他のだれかを責めるというものではありません。この目標時間を設定することで、どうやってもその時間内で着かない地域というものはっきりさせるのが目的です。そういう地域は救急の弱い地域なのですから、じゃ、何らかの手当てをしなければなりませんねという議論を始めるための指標になるわけです。

前回こういう質問をしたことで、防災危機管理部から消防本部のほうへこの目標時間を定めるためにいろいろとお話をさせていただきました。このことには感謝申し上げます。また、私自身が複数の消防本部でお話を聞くための機会も設けていただきました。御礼申し上げます。しかし、現場の消防本部でお話を聞いてわかってきたのですが、消防本部に目標時間を設定してもらおうという話とは違うのです。現場の消防本部の皆さんが努力してくださっていることはわかっています。その現場が努力しても限界があって無理だという地域を明らかにして、その地域を県としてどうするのかを聞いているのです。消防本部の話ではなくて、県全体の救急医療をどうするのかという話なんです。

そこで、防災危機管理部に御質問します。

救急車の到着目標時間、例えば15分というようなものを内部の基準として持ちませんか。繰り返しになりますが、これは必ず15分で到着しなければならない時間ということではなくて、いわゆるスタンダード、この基準より時間のかかる地域は救急の弱い地域として何らかの手当てをしていく。それを明らかにするための内部の指標ということです。御答弁をお願いします。

○防災危機管理部長（大林 清） 救急搬送に係る到着時間につきましては、昨年度市町と消防本部ですけれども、意見交換もさせていただきまして、それぞれの消防本部のお考えも確認をさせていただきました。

その中では、県全体といたしますか、県としてのそういう目標時間を設定することについては、地理的な状況であるとか、それぞれの消防本部の体制も違うということで難しいのではないかという御意見をいただいたのが大多数でございました。また、実態として、消防本部単位で目標を設定していただいているところもありますし、また設定をしていないところもあるというふうに確認をさせていただきました。このような状況の中で、県として、例えばおっしゃった15分がいいとか、そういうのを設定するということは非常に難しいのかなというふうに思っております。

それと、もう一つ、やはり救急の大原則はできるだけ早くということだと思いますので、何をもって時間を設定するかということも、また国の基準等々もない中で、そういう面からも難しいのかなというふうに思っております。ただ、できるだけ速やかに現場に行くとか、病院に運ぶということは大事ですので、そうしたことについては今後とも消防本部の方々とも意見交換して要請をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） ですから、そういうことではなくて、内部の基準なので、消防本部が難しいからということではない。だから、それができないから責めるということでもないわけです。知事の政策集の中に15分ルールというのが書いていただいております。いわゆるそういうようなものだと思うんです。それも現場に対して何かを押しつけるのではなくて、だから救急が弱いことから、県として何かしなければいけないんだというための指標なんです。ですから、消防本部が、現場が厳しいからようもないんだと言っているところを無理無理県が押しつけてというような数値ではないということをもう一度言ってお願いしたいと思います。

健康福祉部へ次にお聞きしたいんですけど、ここまで議論してきたような救急の弱い地域に光を当てて命の格差をなくしていく視点で、ドクターヘリを運用するということがよろしいのでしょうか。そうであれば、おのずとド

クターヘリがどこへ着陸すべきかということも決まってくるはずです。済みませんが、簡潔に御答弁をよろしくお願いします。

○健康福祉部長（山口和夫） 本県におきましては、ドクターヘリの導入を検討しておりまして、特に搬送時間の要するところとか、離島、僻地におきまして、そういった地理的に陸路搬送に時間を要する地域での有効性が認められるところがございます。また、今後ドクターヘリの着陸場所等につきましては、これから運用を検討する中で関係機関、消防等と議論して確認されていくと思っております。

以上でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） そもそも県内で医師のファーストタッチに時間のかかる地域があって、それを縮めようとするのがドクターヘリのスタートだったと聞いておりますので、ぜひそういう視点を持って取り組んでいただきたいと要望します。

縦割りではなくて総合的に、今、知事のほうも難しい課題ではあるけれども、ちょっとずつ取り組んでいくんだということでありましたので、総合的にそういう視点を持って、救急の格差を縮めるんだという視点を持って、救急やドクターヘリの部分に取り組んでいっていただきたいとお願いして、最後の項目へ行きます。

津波からの避難対策についてです。

今回の津波とか、去年のチリの遠地津波からのときに、自分も避難したりしてきて見えてきたことをお話します。避難所に行って、例えば夕方からこの間の津波だと、次の警報が解除するまでという、夕方から一晩を越して次の昼までずっと避難所にいなければいけません。このときに毛布とか食料というのは本当にあったのでしょうか。晩御飯は出たのでしょうか。それもないのに、お続けろというのはちょっと無理があるんじゃないでしょうか。それで避難率が0.7%だったとか、そういうのは無理があるように思います。

本当の震災と大津波ならば長く避難生活をする事になると思いますので、こういう避難場所を快適にするということも大事でありましょうし、避難訓練の際には、真剣な中にも快適でみんなと顔を合わせて楽しいというような要素があってもいいのではないかと。それが助け合いのきずなになるのではないかとこのことを思いましたので、ぜひ避難意識を高めるという呼びかけばかりではなく、そういうもう一工夫もいただきたいということを要望にとどめさせていただきます。

二つ目は、三つあるんですが、三つとも要望にとどめますが、二つ目は、私の住んでいる南伊勢町は今町長が町政説明会ということで38ある集落で全部一つ一つ町政説明会をしています。その中で、本当に意識が高まっているということを感じています。町民のほうから避難訓練をしてくれと。それもタイムをはかってというような、それも早急にというような声がどんどん出てきています。町長も説明会の前に避難所や避難経路を確かめたりしてもう見直しが始まっています。それで財政的な負担が非常に大きいということが見えてきていますので、県のほうも財政の支援をよろしく願いますというのが二つ目。

三つ目は、このように市町がばらばらに今もう見直しを始めておりますので、早急に県として科学的な根拠のある、どれぐらいの高さへ避難所を設けたらいいんだというような根拠のあるガイドラインを示していただきたい。恐らくこの9月までにつくるという緊急地震対策行動計画がそのガイドラインに当たるようなものではないかと思うのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

済みません。最後はちょっと駆け足になりましたが、避難対策についてもよろしく願って、私の一般質問とします。どうかよろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。23番 中川康洋議員。

[23番 中川康洋議員登壇・拍手]

○23番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。ヘアスタイルはどちらかといいますとみんなの党の渡辺代表に似ておりますが、心と思いは純粋なる公明党でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回の質問は知事に問うとの表題で、今回新たに三重県政を担うことになった鈴木知事に対して、我が公明党の重要政策でもあります医療、防災対策、そして、子育て支援の3点について質問をいたします。よろしく願い申し上げます。

初めに医療の分野から、これまでも我が公明党が一貫して推進を主張してまいりましたががん対策、その中においても今回は特に県内におけるがん専門病院の整備推進について知事のお考えを伺います。

この問題については、平成22年の2月会議においても我が同僚議員の今井議員が、県民の命を守るとの立場から当時の野呂知事に対して提案をさせていただいておりますが、この問題は県が平成20年度に策定をいたしました三重県がん対策戦略プランに基づき、これまでがん診療連携拠点病院の整備や放射線療法及び化学療法の推進、また今回の6月補正において予算が計上さ

れております地域がん登録制度などを推進する中で、その次の対策として、整備推進を進めていかなければならない喫緊かつ最重要の課題の一つであると考えております。

知事は今回の知事選において発表されたその政策集の中で、（現物を示す）私は今日この議場に持ってまいりました、大事にさせていただいております。このがん専門病院については、その医療・介護・福祉の章において、県内においてがん専門病院の整備に向けた取組を進めると書かれているのとともに、私どもと交わしました政策協定書の中でも、その医療の項目において、特にがん対策については県内にがん専門病院の整備を進めると明記をしております。

そこで、まず初めに県民の命を守る政治を進める観点からも、このがん専門病院の整備推進について知事の御決意を伺います。

次に、在宅医療の充実推進について伺います。

この在宅医療の充実については、平成20年度から5カ年の計画で進められております第4次の三重県保健医療計画にもそれなりには表記されておりますが、今後急速に進む高齢化や医療技術が発展する中において、この在宅医療はがん患者などそれぞれの患者が急性期から回復期、維持期を経て地域生活へと戻るために重要な役割を果たすものであり、この在宅医療の分野が確立していかなければ、医療提供の入り口となる急性期医療の患者受け入れなどが円滑に機能しなくなってしまいます。ゆえに在宅医療を充実するということは、多様な疾病やけがの発症から回復までの一連の流れの終着点となるゴール地点を整備するということであり、この在宅医療の充実こそが切れ目のない医療を提供するという意味においても、今後県がその医療政策の重要な柱の一つに位置づけなければいけない課題と考えます。

しかし、前述した第4次の三重県保健医療計画では、その計画の柱が国から示された4疾病5事業、具体的には4疾病とはがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、さらに5事業とは小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、そして僻地医療の5事業であります。この4疾病5事業

に限定をされているため、県はこの計画において切れ目のない医療を提供すると言っておきながら、この在宅医療の充実、推進についてはその柱から外れております。

また、同じく平成20年度から5カ年の計画で進められております三重県がん対策戦略プラン改訂版においても、この在宅医療の推進は今後のがん治療、がん対策において重要な役割を果たすにもかかわらず、この戦略プランの重点課題には位置づけられておりません。

そこで、私はこの在宅医療の充実推進については、今年度並びに来年度においてその必要性や重要度を十分に検討するとともに、平成25年度から始まる第5次三重県保健医療計画においてはその医療計画の柱に、また、同じく25年度から始まる三重県がん対策戦略プランにおいてはその重点課題に位置づけるべきであると考えますが、いかがでしょうか。お考えを伺います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中川議員より御質問いただきましたがん専門病院の整備推進について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

本県では、平成20年8月に改訂した三重県がん対策戦略プランに基づき、がんの予防、早期発見、がん医療の充実などを施策の柱として総合的ながん対策を進めているところであります。がんの専門的な医療については、国が専門的ながん医療の提供体制の構築や地域のがん診療の連携協力体制の構築などを目的に、がん診療連携拠点病院制度を推進しております。本県では、県全体のがん医療の拠点となる県がん診療連携拠点病院として三重大学医学部附属病院が、地域がん診療連携拠点病院として二次医療圏を基本とした五つの病院が、国から指定されています。

がん診療連携拠点病院制度では、県がん診療連携拠点病院は放射線療法部門や化学療法部門を設置し、専門的な緩和ケアを提供するほか、これらを組み合わせた効果的ながん治療の提供や、地域がん診療連携拠点病院に対する支援など、県におけるがん治療の中心的な役割を担うこととされています。

県といたしましては、まずは県内においてより高度で専門的ながん医療提供体制を構築するためには、県がん診療連携拠点病院の機能強化を図ることが重要であると認識しております。御指摘いただきましたがん専門病院の整備については、現在のこれらの取組の検証を踏まえ、今後総合的に検討してまいりたいと考えております。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（山口和夫） 私からは、在宅医療に関しまして御答弁申し上げます。

現在の第4次三重県保健医療計画、平成20年から24年度の5年間の計画、これは厚生労働大臣が定めました医療提供体制の確保に関する基本方針、ガイドラインを踏まえまして、4疾病5事業を中心に地域におけます切れ目のない医療提供の実現、良質かつ適切な医療提供体制の確保などを目指すこととしております。また、4疾病のうちがんにつきましては、三重県がん対策戦略プラン、これも平成20年から24年度の5年間の計画でございますが、これに基づきましてがんの予防、早期発見、がん医療の充実などを施策の柱として総合的ながん対策を進めております。

在宅医療につきましては、住みなれた地域や家庭での療養が選択できるよう、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの充実など、在宅医療支援体制の構築を保健医療計画等に位置づけ、その取組を進めているところでございます。急速に進む高齢化や医療技術の発展によりまして、長期にわたる療養や介護が必要な患者が増加しており、住みなれた地域で安心して暮らせることができるよう、一層、在宅医療を推進していくことが必要であると認識しております。このため、次期保健医療計画や三重県がん対策戦略プランの改訂に当たりましては、今後示されます国の基本方針、ガイドラインや地域の実情等を踏まえながら、御指摘の在宅医療の位置づけ方や推進の具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） 知事はじめ部長、大変ありがとうございました。

がん専門病院につきましては、今の状況における機能強化を図りながら、その状況を検証し、そして総合的に御判断、御検討をいただくという御答弁をいただいたかというふうに思います。いつまでかというのは、やはりこれは様々なハード面の部分もありますので、ここで問うものではありませんが、やはり総合的な検討をしていただけるという部分で、その先には県民の方が本当に安心してこの県内でがん治療、またがん手術を受けることができるその体制がつくられるものというふうに考えております。

といいますのは、今がん診療連携拠点病院、これは6病院ありますけれども、これはがん治療の均てん化を図るという意味において非常に大事だというふうに思うんですね。基本的には、一般的ながんに関してはその地域の拠点病院で治療、手術をする。これで私は十分だと思います。しかし、残念ながら、その1割ないしは5%ぐらいにおいては、さらに高度な技術を必要とする患者さんというのが三重県内におられるんですね。そういった方々は今どうしているかという、お隣の愛知県の県立がんセンター等に行かれたりとか、さらには県外の病院に行かれている方が多いです。愛知県のがんセンターで聞きますと、その初診外来の大体1割は三重県の方だというふうに言われております。私はこの県内にもがんの専門病院を早急に整備して、そして、県内で安心して治療を受けることができるその環境、これをつくるのがやはり県民の命を守るその医療政策につながるのではないかというふうに思っております。

この専門病院、私は独立したものを建てろというふうには余り思っておりません。既存の病院の中いわゆるがん専門病棟みたいなものをつくって、そこに高度な手術をできるような医療設備、例えばサイバーナイフでありますとかそういったものを入れる。そして、人材の確保をすれば、私はその機能を果たすことは可能ではないかというふうに考えております。

政策集にお書きをいただきまして、そこにいつまでということではありませんので、総合的に検討という御答弁で私は今日は十分であるのかなという

ふうに思っておりますが、今後具体的な検討、さらには充実をよろしく願います。

さらには在宅医療におきまして、部長のほうから、今回の第4次に関しては国から示されたガイドラインに従って4疾病5事業の充実を図っているんだというお話がありました。しかし、この第5次に向けては在宅医療に関して具体的な検討を図っていきたいという私は前向きな答弁をいただいたというふうに認識をしておりますが、お話をいただいたというふうに思っております。

医療においてインプットばかりのところを充実しても、アウトプットの部分の整備がなされなければ、県内の医療というのはおのずとして崩壊をしていくんじゃないかなというふうに思います。そういった状況において、この在宅医療の持つ使命、役割というのは今後大変に大きいものがあるというふうに思っております。今答弁にもありましたとおり、訪問診療を行うドクターの養成や訪問看護ステーション、さらには拠点病院と診療所との連携、こういったことが具体的に必要になってくるというふうに思いますけれども、そういったことを具体的に進める意味においても、今年度ないしは来年度中にしっかりとした検討を行って、25年度からの第5次の医療計画にはそれが重点課題、さらには柱として明記される、このことを強く望むものでございます。

というのは、県が平成18年に調査をしていただいた県民が望む医療というアンケートがあるんですけども、その状況を見ますと1位はがん、2位は救命救急なんですね。3位に在宅医療というふうに入っているんです。やっぱり県民の望む医療というのはもう在宅医療が非常に高いところに来ているんじゃないかなというふうに思いますので、その充実を図ってほしいなというふうに思いますし、残念ながら県内で最期お亡くなりになる場所がどこかという部分で、多くの県民の方は、一説には8割ぐらいはやはり病院で今でもお亡くなりになる方が多いというふうに言われております。私はこれの一つの要因、原因は在宅医療の充実がまだまだなされていない、この原因があ

るんじゃないかなというふうに思います。

その患者さんが家族等にも配慮をし、気を使いながら、本当は最期の自身自身が終えるところを自宅でという思いがあっても、そういった訪問看護であるとか診療体制がしっかりしていなかったら、最期は住みなれた家で迎えたい、こういったことはなかなか言えないんじゃないでしょうか。そういったことを自分の思いとして伝え、そして、最期をどこで迎えるのかという意味においても、この在宅医療の充実というのは医療政策のアウトプットの部分を拡充する意味において大変重要なものになってくるというふうに思いますので、ぜひとも具体的な検討をよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、次に防災対策について御質問をさせていただきます。

初めに、防災総点検運動の実施の考え方について、知事のお考えを伺います。

この防災対策、特に総点検については知事もその政策集の中で、電力、ガス、水道などのライフラインや既存の各種防災計画などのゼロベースでの総点検や抜本的見直し、また、橋、道路、堤防、公営住宅などの総点検、さらには避難場所、ハザードマップなど、県庁を挙げての防災総点検の実施など、ハード、ソフト両面での総点検をあらゆる角度から行うと明記をしております。私はこの政策集の内容については基本的に高く評価する一人であり、ぜひこの内容を適宜実施していただきたいと考えておりますが、あえてこの内容をもう少し補完させていただくのであれば、私はこの総点検運動を行う主体として、県庁の職員や市町だけではなく、そこに県民の目線や県民の視点、さらには県民の参画という要素を加えるべきではないかと考えます。

前述いたしました我が党との政策協定書においても、この防災総点検運動については暮らしの安全を第一に避難場所の指定やハザードマップの見直しなど、県民挙げての防災総点検運動に取り組むことと明記をさせていただいておりますが、3.11の東日本大震災発生以降、県民の皆さんの防災に対する意識はこれまで以上に高まっており、そのようなときだからこそこの県民目線、また県民参画という視点は大変重要なのではないかと考えます。

そこで、確認的に伺いますが、今回知事がその政策集の中で示されたハード、ソフト両面における総点検及び防災総点検運動については県庁の職員や市町だけで行うのではなく、そこに日ごろの生活の主体者である県民の目線や県民の視点、さらには地域住民の参画を加えた上での総点検運動であると考えてよいのか。知事の御認識を伺います。

次に、少し具体的な内容として、被災者支援システムの県内市町における導入推進について伺います。

この被災者支援システムとは、阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発をしたものであり、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明書の発行、支援金等の交付、救援物質の管理、仮設住宅の入退去等を一元的に管理できるシステムです。ちなみに、このシステムについては現在総務省の外郭団体であるLASDECが無償で提供をしており、申請、登録さえすればどの自治体でも導入できるようになっております。

災害発生時は何よりも人命救助が最優先ですが、その次に必要となってくるのは被災者への支援であり、中でも生活再建に向けてなくてはならないのが罹災証明書です。この発行には住民基本台帳、家屋台帳、被災状況という三つのデータを照合、確認する必要がありますが、これらが独立して存在している場合、災害時に照合、確認作業に手間取り、この証明書を発行するにも多くの時間を必要としてしまいます。しかし、震災後、このシステムを導入した宮城県山元町では、被災状況を入力するだけで罹災証明書が円滑に発行されているほか、義援金などの交付や減免等で新たな申請を不要とするなど効果を発揮しています。また、庁舎が被災した福島県須賀川市でも、このシステムの導入により罹災証明書発行とほぼ同時に義援金が振り込まれるようになったと伺います。

このように災害発生時においては、行政の素早い対応が被災者支援並びに復旧復興には不可欠であり、特に東海・東南海・南海地震の発生が予想される本県市町においてもこのシステムの導入はその災害発生時において大きな

効果をもたらすものと考えられます。

そこでお伺いしますが、この被災者支援システムの利活用については、既に4月28日付の総務省からの事務連絡において各都道府県に伝えられているところですが、本県においてはその情報を既に県内市町に伝えられたのかどうか、お伺いします。

また、仮に伝えていたとしても、その伝え方がただ事務的に伝達したのでは何ら意味がなく、東日本大震災発生後の今だからこそ各市町が積極的に申請、導入するよう、この有効性や効果も含め推進することが肝要であると思いますが、いかがでしょうか。これまでの県の取組及び推進の考え方についてお答えください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中川議員より御質問をいただきました防災総点検運動につきまして、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

3月11日に発生いたしました東日本大震災では、強大な津波が避難所等を襲い、多くの住民が犠牲となりました。議員からも御指摘がありましたように、東海・東南海・南海地震の発生が今世紀前半にほぼ確実視されている本県においては、今回の地震の教訓を生かすために地震対策、その中でも特に甚大な被害を出した津波対策、こういう観点から総点検に取り組む必要があるということでスタートいたしました。

避難所の津波からの安全度を把握するために、海岸や河川からの距離、標高、情報伝達手段の有無などを調査項目に含めた県内すべての、約3200あるんですけれども、避難所状況調査をスタートしているところであります。また、県独自の津波浸水予測調査を実施し、市町に避難所の再点検や見直しを求めてまいります。さらに、地域における津波避難計画や避難訓練、自主防災組織の活動状況についても点検を行います。

県内の一部の市町、例えば南伊勢町の田曾浦地区などではタウンウォッチングとして住民自ら地域を歩き、自らの目で地域の危険を確認し、避難所までの経路を話し合い、住民自らの手で防災マップを作成している地域なども

あります。このように住民の皆さんの目線、意見を生かして取組を進めていくことは大変重要であり、県内全域に広がっていくよう県として市町と連携し、技術的なアドバイス等を行うなど、支援を強化してまいりたいと考えております。

自助、共助の意識を高めるという意味においても、防災総点検運動に県民参画の視点を取り入れるということは大切なことでありますので、今後もより一層市町との連携を深め、県民皆様と一緒に取組を進めてまいりたいと考えております。

ちなみに、県内の自主防災組織の組織率は92.4%でありますけれども、住民が地域での防災活動に参加した割合というのは26.1%となっております。今、防災技術専門員や三重防災コーディネーターなど、いろんなことでアドバイスなどを進めておりますけれども、一層県民参画を進めていくような取組に力を入れてまいりたいと考えております。

〔小林清人政策部長登壇〕

○政策部長（小林清人） 被災者支援システムについてお答えいたします。

御指摘のシステムにつきましては、今回の東日本大震災を受け、総務省等から改めて情報提供がありました。それで、3月23日、5月6日、2回にわたって各市町のほうに御案内をいたしました。このシステムについては、実際に被災した西宮市でも利用されているという形でございまして、我々も有効なシステムであるというふうに判断しております。本県の市町におきましては、既に18の市町で導入の検討がされているところです。

ただ、このシステムにつきましては、地図情報システムとの連携を図ったり、それから、被災者の安否情報、避難所や救援物資の管理など、データの収集の方法とか体制など、事前に検討しておくべき課題もございます。そうしたこともございますので、防災危機管理部等関係部局とも連携しながら、今後とも市町に対しては積極的な助言等の対応に努めてまいりたいと思っております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） それぞれの御答弁、大変ありがとうございました。

防災総点検運動につきましては、防災総点検運動という名称も非常に私は県民にわかりやすい名称だなというふうに思います。そして、3.11以降県民一人ひとりの防災に対する意識というのは今までにないほど確実に高まっておるというふうに私も肌で感じております。これはある意味ピンチでありながら大きなチャンスだというふうに思っております。また、日ごろからその場所で生活をしておる地域住民だからこそわかる課題、こういったものがあるんじゃないでしょうか。

先ほどは南伊勢町のタウンウォッチングのお話をいただきました。やはりそういった活動というのは非常に大事だというふうに私も思っております。そこから出てくる課題というのを、すべて県とか防災対策の一義的に取組をしなければいけない市町は全部取り入れよということではないというふうに思います。その中において非常に重要な視点、また、職員ではわかり得ないような課題、こういったものが見えてくるのではないかなというふうに思いますので、今回の大震災を機にソフト面、さらにはハード面において、県民目線、県民参画という視点で県内全域でこの総点検が行われる。こういったことをより進めていただきますようよろしくお願いします。

さらには、被災者支援システムにおいて今部長からお話をいただきました。既に2度にわたり事務伝達をしていただいているということと、現状18の市町で導入の検討をされておるといってお話をいただきました。今回このシステム、今まではシステムの改変を自由に行うことができないというふうになっておりましたが、この大震災を機に自由に改変してもいいというふうにもなりました。そういったことも含めて、その有効性を今後もお伝えいただきたいというふうに思います。

残りました時間、子育て支援の質問をさせていただきます。具体的には乳幼児医療費助成制度について知事のお考えを伺います。

この問題については、今から4年前の平成19年6月議会において、私自身の県議会での初質問として、その対象年齢の拡大と窓口負担の無料化につい

て質問をさせていただいたのをはじめ、これまでも委員会等で何度か取り上げさせていただいております。また、県議会としても、平成19年12月に設置をいたしました福祉医療費助成制度の見直しを行うための政策討論会議において鋭意議論をされ、当時の野呂知事に申し入れ等も行っております。

そこで、単刀直入に伺いますが、知事は今回の政策集の中でこの医療費助成制度については、その対象年齢を小学校6年生まで引き上げると明記をされておりますが、この対象拡大、本当にやる気があるのかどうか、改めてお答えください。

といいますのも、この医療費助成制度の実施主体はあくまで市町であり、いまだ実施対象が小学校就学前の市町においては、その自治体において新たな財政負担を強いることになるため、この問題については当該市町と慎重に協議を進めていく必要があると思います。また、県の負担額もおよそ9.4億円となり、その財源の確保も必要になってくるのではないのでしょうか。私はこの小学校6年生までの対象年齢の引き上げは基本的に歓迎するものでありますが、その実現にはどうしてもこれらの問題を無視することはできないのではないかと考えます。その解決策も含め、知事のお考えをお聞かせください。

また、同時に、この乳幼児医療費助成制度におけるこれまでの現場からの要望は、その対象年齢の拡大とともに現物給付、いわゆる窓口での無料化であります。この問題についてはこれまでも様々な場で議論がなされてきており、いまだ幾つかの課題があることも承知をしておりますが、現場の、特に小さな子どもを持つ親の思いにこたえる意味においても、そのお父さんやお母さんと年齢も近い知事のこの窓口無料化についてのお考えを伺います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 小学校6年生までの医療費無料化の件につきましての御質問であります。この小学校6年生までの医療費無料化につきましては、県予算の確保だけではなく、先ほど議員からも御指摘がありましたように、未

実施の市町において新たな予算措置や条例改正が必要となることでありますので、今後制度の実施主体である市町と十分に協議をしながら、県が押しつけということではなくしっかりと協議を進めて検討をしてみたいと考えております。

あわせて御指摘がありました現物給付につきましては、利用者にとって窓口の支払いがなくなる、そういう利便性が向上するというメリットはありますけれども、一方で実施に伴う医療費の増加による県、市町の助成額増加、あるいは国庫負担金等の減額措置などによる国民健康保険や被用者保険等の医療保険財政への影響が大きい、そういった課題もございます。また、実施主体である市町からも、現物給付の実施は困難、または慎重な検討を要するとの意見もいただいております。

なお、助成方法については、平成13年から自動償還払い方式としており、少しでも受給者の皆さんの手続の負担軽減という観点で取組を進めているところであります。私といたしましては、安心して子育てができる環境を整備するという観点からは現物給付よりも対象拡大を優先して、これからも慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

[23番 中川康洋議員登壇]

○23番（中川康洋） ありがとうございます。残された時間は少ないですが、先ほどの医療費の無料化につきまして、前半の部分は知事の決意を伺えたのではないかと思います。そして、実施主体である市町とも鋭意議論をしていく、そして、実現をするという決意を聞かせていただきました。いつまでにとというのは、私は今日はここでは問いませんが、ぜひとも期待をしたいと思います。

後半の窓口の無料化、今までの議論の踏襲に終わったなというふうに思っております。後ろで山口部長が苦笑いをしておりますけれども、これは新しい知事を迎えてこれから鋭意議論をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。これからも公明党の重要政策である命を守る政治をどんどん新知事に提案してみたいと思っておりますので、

よろしく申し上げます。

以上で公明党の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） 皆さん、こんにちは。松阪市出身のみんなの党の中西勇です。議会運営委員会でいろいろと配慮をいただき、今回質問させていただく機会を得ましたこと、この場をおかりして感謝申し上げます。どうもありがとうございます。新人ですので初めての質問ですが、今日はよろしく願いしたいと思います。

本日の質問ですが、二つあります。一つ目は新県立博物館の建設の続行について、二つ目は人件費、公務員給料についてでございます。

まず、新県立博物館の続行についてですが、あえてここで質問させていただきたいと思います。

6月3日の知事の説明での検証では不十分だと思っております。なぜなら知事は公約の中で税金の使い方の大改革を行う、そして、歳出はすべてゼロベースで見直すとしています。先ほど公明党の中川議員も見せておられましたが、（現物を示す）この中にもそのように書いてございます。先般の新県立博物館の建設の続行という知事の説明は本当に税金の使い方の大改革でしょうか。歳出すべてゼロベースでの見直しでしょうか。結果的には現状維持で、以前の野呂知事が進めてきた博物館推進の説明と何ら変わっていないと言わざるを得ません。

また、鈴木知事は選挙戦を通じて、改革か現状維持か、改革なら鈴木英敬をと言って今回多くの県民の皆さんに支持され当選したのではないのでしょうか。6月4日、博物館建設続行の新聞記事が出ました。それを見て私のもとに多くの方から電話やメールをいただきました。その内容は、公約を守らないではないか、今までの県政を変えてくれる方だと思っていたのに残念だとか、また最初から何もできないのではこれから信用できない、そういった内容の電話、メールがございました。私も同感した部分がございます。

鈴木知事に投票した多くの県民は、新県立博物館の建設をはじめすべての事業をゼロベースで見直しすることに期待をしていたし、特に新県立博物館の建設は県政改革のシンボルと位置づけて見ていました。見直しとは検証して修正し直すことではないでしょうか。この知事の腰砕けの検証での建設続行には、私は残念でなりません。再度ここで鈴木知事に公約や県政改革にかける思いをお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中西議員より御指摘をいただきました新県立博物館の検証について、また、私の改革に対する思いについてお答え申し上げたいと思います。

私は選挙を通じて知事の就任に当たり、歳出見直しの観点から県のすべての事業をゼロベースで見直すと申し上げ、この新県立博物館についても聖域ではないと申し上げさせていただきました。したがって、その意味は続行、中止の結論についての予断を一切持つことなく検証を進めると、そういう意味で申し上げさせていたしまして、その点につきましては6月3日の全員協議会でも御説明をさせていただいたところであります。

その結論について予断を持っていないということが十分に伝わっていなかった。見直すということは必ずやめるということだという気持ちを県民の一部の方に持たせてしまったということについては、私の説明が足りなかったことではないかというふうに感じております。しかし、今回様々な検証を通じて、後ほど議論があるかもしれませんが、七つの項目、歳出削減、運営費の削減、そういうものやっけていくことで続行という決断をいたしました。決断をした以上はぶれることなくしっかりと覚悟を持って、県民の皆さんに対して御説明をしまいたいと考えております。

また、改革につきましては、この新県立博物館のことだけではなく、今後の私の県政における様々な政策への対応、その結果、それを見てぜひとも御判断をいただきたいというふうに思いますので、もし一部に失望された方がおられますなら、その思いを回復できるよう引き続き改革に向けて努力を進

めてまいりたいと考えております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 鈴木知事、どうもありがとうございます。しっかりすべてに対してゼロベースで見直しをしていただきたいと思います。

ここで少し事例を紹介したいと思います。群馬県の話ですが、選挙公約で市庁舎の建設をゼロベースで見直し、歳出削減された例があります。今後の博物館建設や他の事業改革の参考にしていただければと思います。

群馬県太田市、清水聖義市長は当選直後から直ちに当初の予算233億円の市庁舎の新築工事を、基礎工事が終わっていたにもかかわらず、平成7年6月に施行中の新築工事の一時停止、約6カ月間を請負業者に指示しました。そして、設計変更し、無駄を排除し、最終的には158億円とし、平成10年3月に竣工しました。実に75億円もの歳出削減を実行しました。ここで清水市長は、いろいろと衝突はあるが、首長がやろうと思えば何でもできると言っていました。要するに覚悟を持ってしがらみを排除し、本気でやるかどうかの問題だと思っています。

私は議員になってから博物館の資料を精査し、現場の視察も2回行ってきました。私なりの検証結果として、また、建築士として削減できることを少し指摘したいと思います。

まず、設計変更をすれば簡単に10億から15億円ぐらいはコスト削減できる場所があると思います。ただし、設計変更料の設計料はかかります。例えば新博物館の空調設備ですが、地熱を利用して冷暖房をしようという計画になっております。いわゆるヒートポンプ式水蓄熱方式でございます。非常に高額な設備なんです。これが必要であるとは私は思いません。この空調設備を一般のヒートポンプ式空調に変えれば、機械室、今500平米、600平米弱の機械室がございますが、機械室の建築費と設備費が数億円削減できるのです。

仮に地熱利用の冷暖房設備が環境によいとしても、少し問題視されていると思いますが、地下水の変化や経済性、維持管理費用についても問題が出てくると思います。そして、5年、10年、15年とたつたときに果たしてその地

下水がいつまでも利用できるかわからない状態でございます。本当に有効かどうか検証が必要です。

また、今、省エネ、違う電気をとということで太陽光発電も搭載をしていますが、たった20キロワットなんです。本当に採用するのであれば屋根全面に太陽光パネルを設置して、もっと多くの発電ができるようにするべきです。しかし、インシヤルコストがかかります。当たり前のことなんです。だから、竣工してからも設置できるようにしておけばよいという考え方があります。太陽光発電のパネルもコストは年々下がっております。時期を見てつける方法があるはず。このような、この時点での検証が必要であったと思いますが、説明がございませんでした。

民間企業では、インシヤルコスト、ランニングコストを含めいろいろな角度から検証し、一番経済的で効率的なものを採用します。この新博物館は空調以外にも民間では考えられないぜいたくの宝庫、まさに現代の宮殿のようだとも言えます。改革を標榜する知事なら、民間企業の経営者の発想、思考を持ってもう一度内容を考えていただきたいと思います。

次に、少し別な角度から新博物館の見直し案ですが、今、東日本大震災が起きたこの時期だからこそ展示物の見直しをしていただきたいと思います。それは万が一地震があったときには、この博物館も避難場所として利用できるようなことは考えていただいていると思いますが、展示物のメイン、大台ヶ原や鈴鹿山脈、そういったジオラマというよりも、防災拠点としての三重の現状を取り入れた海岸付近の防災についての展示や過去の地震に対する展示、また三重県特有のリアス式海岸のジオラマ、模型ですね。そして、マグニチュード9レベルで起きる津波による被害を想定し、試作的にいろんな港湾整備や防波堤、避難所、災害を防止するシミュレーション的なジオラマを製作すれば、まさしく三重県民が安全で安心して暮らせる三重県防災構想のイメージづくりになるのではないかと考えます。

博物館をつくるより、この土地がいかに三重県民の皆さんの役に立つものになるかを優先的に考えるべきだと私は思います。まだまだ時間も、変

更もできます。しっかり考えていただきたい。今のままでは博物館ありきの検証です。どれだけこの博物館を充実させても、知事が視察した年間45万人が来場すると言われる滋賀県立琵琶湖博物館のようにはならないと思います。規模、展示物、資料内容、運営方法が全く違うと思います。

県民に税の負担をお願いするのであれば、もっと時間をかけて真剣に考えていただきたい。このまま完成していけば10年後にはフルコスト8億円以上の税負担がかかるお荷物の博物館になりかねません。鈴木知事の検証論点は博物館ありきでの検証であることや、検証作業について既存の博物館視察や知事と担当部局だけの検証なので、余り意味のなさない不十分な検証であると言えます。

ゆえに特別な諮問委員会を設置し、専門家や有識者による建築物の抜本的な見直しをはじめ、まだ発注業務の済んでいない展示方法、展示物、運営方法等の内容精査を含め、もう一度細部にわたり検証し、予算の削減のための設計変更や代替案を県民に示し、意見聴取してから結論を出さなければ本当のゼロベースからの見直しとは言えないと思います。少し結論が短絡的ではなかったかなと、そのように思います。

以上質問としたいのですが、再検証並びに諮問委員会設置と展示物の見直しについてどのようにお考えか、聞かせていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 御指摘をいただきました点につきましてでありますけれども、検証が不十分なのではないかと。短絡的なのではないか、真剣さを欠いているのではないかという御指摘をいただきましたが、そのようなお言葉をいただくことは大変残念であります。

公式、非公式にもたくさんの方々の御意見も伺いました。この間、県民の声という形で多くの方々からも御意見をいただき、私はゆっくり時間をかけるというよりも、工事も始まっており、いたずらに結論を先延ばしするよりは、一日でも早く結論を出したほうが良いということで検証作業を進めてきたつもりであります。ですので、真剣さを欠いているとか、短絡的とか、そういうお言葉をいただくことは大変残念であります。

ちなみに、先ほど中西議員がおっしゃった空調、太陽光パネルについても既に検証しており、空調については、イニシャルコストは一般のヒートポンプよりも高くなることは事実であるけれども、フローのコストについては約6割削減ができるということも確認をしております。太陽光パネルについても、確かに数が少ないとはいえ、昼間の執務室、調査研究室における照明の電力量は賄えるということも確認をしております。

しかし中西議員がおっしゃったように、今後、1円でも県民の皆さんの血税でありますから節約に努め、削減をしていく。これは大変重要なことありますので、プロの中西議員の御意見もいただきながら、その節約に努めてまいりたいと思っておりますし、先ほど最後に御質問のあった運営方法、展示内容、外部有識者などの諮問会議につきましては私が整備の条件として、前提として出させていただいた七つの項目の中にも書かせていただいておりますので、早急に委員会を立ち上げ取組を進めてまいりたいと考えております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番(中西 勇) 少し言葉がきつかったようで申しわけございません。ただ、今予算の件、120億円と言われている総予算、これは平成20年10月に決まっている予算でございます。もっと絞れて、今、発注業務を絞った状態でされておりますので、その点最後までしっかり削減できるところはさせていただいてやっていただきたいと、そのように考えております。

それでは、二つ目の質問、人件費についてですが、今回知事報酬削減に対し知事の覚悟を見せていただきました。心から敬意を払いたいと思いません。私も選挙公約で議員報酬20%削減、期末手当50%削減、議員定数20%削減と訴えてきました。三重県の財政改革には公務員の給与削減は避けることができず、削減を推進するならばまず議員自ら身を切るべきだと思っております。だから、人件費削減について質問をさせていただきます。

人件費削減の事例として、大阪府の例をお話しします。橋下大阪府知事は府職員に対して破産会社の従業員の自覚をと述べ、大幅な賃金カットを

したことは記憶に新しいと思います。財政非常事態宣言を発し、2008年度予算で380億円の人件費削減を柱とする歳出削減案を上げていました。その他私学助成などの事業見直しで440億円の削減、大阪府所有施設売却などで280億円の歳入増を確保し、予算総額で1100億円を捻出するよう指示をしました。

その方法に基づき、大阪府当局は総額約350億円の人件費削減案を5月に労働組合へ提示しました。また、警察官、教職員を含めた一般職の基本給削減率は管理職12から16%、非管理職4から10%、3年間実施する案です。平均削減率が12.1%となり、退職金の手当の5%カットもしました。その結果、平成22年度の大阪府の給与水準は、国家公務員を100として比較するラスパイレス指数が就任前の101.8から92.7となり、47都道府県で46位となりました。一つの成功事例ではないでしょうか。ちなみに、三重県は101.9で上から7番目でございます。

そこで、鈴木知事に質問をしたいんですが、ここにも（現物を示す）しっかり上げてみえます、選挙公約で総人件費総枠20%削減と上げてみえます。今回補正予算で役職公務員の給与を少し削減されましたが、特例ということもあり、まだまだ不十分だと思います。大阪府の例を見ても厳しい数字であるとは思いますが、しかし、鈴木知事の歳出削減のこれからの計画的な試算はどのように考えてみえるのでしょうか。そして、この4年間の中でいつまでにどのようにやるかを教えてください。確かに大阪府の場合でも、労働組合からの厳しい抵抗もあったと聞いております。最後に鈴木知事の覚悟を含めて見解をお願いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました総人件費の2割削減、私が政策集に掲げていたものについてでありますけれども、御案内のように本県の財政状況は、歳入面では雇用・経済情勢の先行きの不透明さが増す中、県税収入に多くを期待することが困難な状況、歳出面では社会保障関係経費や公債費の増加が見込まれるなど、一段と厳しい状況となっております。こうした厳

しい財政状況の中、将来世代に負担を先送りすることのないよう聖域を設けることなく、すべての歳出をゼロベースで見直し、税金の使い方を変えていくことが必要であります。

総人件費の抑制につきましては、これまで三重県で行ってきた取組などもさらに加速しながら、今後取り組む新たな行財政改革の中で県民へのサービス提供、職員のモチベーション、そういうものにも留意しながら、私の任期中であります平成26年度末に向けて職員数及び給与、その他様々な面から十分に議論、検討し、実現できるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） ありがとうございます。

時間いっぱいになってきましたが、本当にゼロベースでいろんなことを見直していただいて、この三重県を、今、財政状況は本当に厳しい中で変えていかなあかん、変えやないかんと僕も思っております。本当にみんなで頑張っていけないと変わらない状況だと思しますので、ぜひその点をお願いして、私もみんなの党を1人で、一人会派ということで大変つらい思いをしておりますが、一生懸命頑張っていきますので、議員の皆さん含めみんなで協力して県をよくすることを考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（中村進一） 15番 森野真治議員。

〔15番 森本真治議員登壇・拍手〕

○15番（森野真治） 伊賀市選挙区選出、新政みえ所属の森野真治でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。本日5番目ということで執行部の皆さんにも大変お疲れのことと存じますが、どうぞよろしく御答弁のほどお願ひ申し上げたいと存じます。

それでは、まず最初に震災支援・対策についてでございます。

質問に先立ちまして、3月11日に発生いたしました東日本大震災におきま

して、亡くなられた皆様方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

さて、東日本大震災に対しまして、発生日から現在に至るまでたくさんの三重県民の方々がいろいろな立場で被災地に支援に行かれております。これらの方々に心より敬意を表しますとともに感謝を申し上げるところでございます。

行政が法律等の定めによりまして行う人的、物的支援には限界があり、実際には多くのボランティアの支援により補完されているのが事実です。さらに、行政が行う支援については、すべて経費等に措置されているもの、個人や団体が任意に行うものについて支援はございません。そこで、今回はこれら被災地へ支援に行かれるボランティアに対する支援策についてお伺いいたします。

義援金を募金箱に入れたり、あるいは支援物資を役所へ持っていったりすることに比べますと、現地でボランティアとして支援を行うには現地でのボランティア活動以外に現地までの交通費や現地での生活費など、大変なコストがかかります。基本的にボランティアは自己完結型であることは理解いたしますけれども、今回は被災地が余りにも遠いところでございますので、気持ちがあっても少し敷居が高いと感じる方も多いのではないのでしょうか。

県としては「みえ発！ボラパック」という岩手県山田町へのボランティアバスを毎週お出しいただき、抽せんになるほどの応募があるとお聞きしています。岩手県山田町への支援については、県としてもしっかりとした取組を早い段階から継続的に続けられており、高く評価されていることもお聞きいたしました。これは今後も息長くぜひ続けていただきたいと思いますが、これ以外にも個人や団体で様々な形で被災地へボランティアに行かれていると思います。

そこで、1点目として、県の主催するボランティアパック以外で災害ボランティアに対する支援についてはどのように行われているのか、お伺いいたします。

次に、非常食と非常用飲み水についてお伺いいたします。

今回の災害では、災害発生当初は現地での食料や飲み水が確保できないため、支援に行かれる際に県の備蓄している非常食や飲み水を持っていかれたとお聞きいたしました。もちろん現地での備蓄分は現地の被災住民の皆様のためのものですし、今回のように想定外の規模の災害ではそれも足りなかった地域もあると思います。自衛隊のようにキッチンカーを持っているわけでもございませんので、当然の判断かと思います。

そこで、2点目として、三重県では現在どのような基準で非常食と非常用飲み水を備蓄されているのか、お伺いをいたします。

以上2点お願いいたします。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（大林 清） それでは、私のほうから備蓄について御答弁をさせていただきます。

今回の大震災時における食料品等の備蓄につきましては、自助、共助の考え方にに基づき、住民自らが発災後3日間分の備蓄はしていただくように、市町とともに住民の方に啓発してお願いをしておるところでございます。そして、また住民自らが備蓄を補完するために、各市町におきましても大体平均で2日から3日分ぐらいの飲料水とか食料の備蓄を行っていただいております。県のほうの備蓄といたしましては、災害対策本部を立ち上げたときにどうしても初動体制で職員の食料等が要りますので、大体2500人分程度の3日間分ということで備蓄を進めておるところでございます。

ただ、今回の東日本大震災の中では、広域に及ぶ津波被害等により発災当初から多数の避難者が出たということで、なかなかこれまでの備蓄だけでは対応ができなかったという状況がございます。現在県としては地震対策の見直しを進めておりますけれども、そうした食料の備蓄とか、そういったことについても今後供給体制でありますとか、調達の方法等も含めて非常に重要な課題だと思っておりますので、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔北岡寛之生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（北岡寛之） ボランティアに対する支援ということでございますけれども、三重県が入っておりますみえ災害ボランティア支援センターにつきましては、交通費の半額ということで1万円の負担をいただいておりますが、県内にはたくさん様々な形でボランティアに参加される方がおみえになります。例えば県の災害ボランティアセンターではなくて、市町にも災害ボランティアセンターがございますし、それからNPO、あるいは企業等の組織の一員として、あるいはまたさらには全くそういう組織に属さずに個人として参加される方もおみえになります。

ということで、私どもとしましては、県のみえ災害ボランティア支援センターで一般の県民の方を広く募集しており、そこに参加していただいた方については一定の経費の負担を考えておりますけれども、全体ということにつきましては、今のところちょっと全体の把握もできておりませんし、そういった形での負担については現在のところは検討しておりません。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） ボランティアについては現在の枠組みのままと。また、非常食については検討をいただくということでございました。

一昨年度、防災の常任委員会に私も所属させていただきました。その際に、先ほどからもお話がありましたチリ沖の地震の発生がちょうどあったわけでございますけれども、当時の委員会でも津波が到達するということで避難指示、避難勧告が出たわけでございますけれども、ほとんどの方が従われなかったということで大変問題になりました。その際、当局では実際にまちが津波に教われたCG映像をつくりまして、これを各地で啓発に使っていますと。今後も続けていくとおっしゃいました。

しかしながら、残念ながら今回の津波においても、やはりほとんどの方が従われなかった。そういう現状でございます。さすがに今回のように悲惨な映像が毎日、新聞、テレビ等で報道されておりますので、前回よりはましな

んだらうとは思うんですけれども、それにつきましても体験をしたわけではございませんので、本当のところどうなんだろうかという思いはございます。

そういう意味でもできるだけたくさんの方に、県民の方に現地へ行っていただいて、見て肌で感じていただく。このこと自身が防災意識の向上に必ず直結をいたしますし、ましてやボランティアで行かれるわけでございますので、今後県内での災害発生時の自助や共助に必ず役に立つ。そういう意味でもぜひ積極的な支援をしていただいて、県としてどんどん現地へボランティアを送るような努力もしていただきたいと、このように思っております。基準づくりなど難しい面はあると思いますけれども、ぜひ前向きに御検討いただきたい。このようにお願いを申し上げたいと存じます。

また、非常食と非常飲み水についてですけれども、検討いただくということでございますが、今後三重県が被災した場合に、先ほどは住民の方自身でまず3日間、市町がそのバックアップということもおっしゃっていましたが、今回のような大災害が起こるとなると市町自身の備蓄倉庫も被災をする可能性もあります。そういう意味で、それも含めたバックアップ体制として、県職員の分だけとは言わずに、やはり県としても市町のある一定のバックアップ部分というのを当然担うべきだというふうに考えております。

広域防災拠点をせっかく整備いただいておりますので、そういう場所にその防災拠点を管轄する管内の例えば20%とかいうことで、市町が想定している分の一定割合を備蓄するなど、県としての具体的なバックアップについても考えていただきたいと、このように考えるわけでございます。これらの2点につきまして、もしお答えがありましたらお願いいたします。

○防災危機管理部長（大林 清） 御指摘いただきましたように、今回非常に広い災害ということで、宮城県の場合ですけれども、最大で約30万人の方が避難者となったと。食料品につきましては、当然できる限り毎日3食要るということで、大変な量の備蓄が必要になったという課題もお聞きし

ておりますので、県、市そして自助の部分でどういう形で備蓄をすればいいのかということは本当に大事なことだと思っておりますので、県がどこまでするのかというようなことも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） よろしくお願ひいたします。

それでは、次の子育て支援施策について御質問をいたします。

先日公表されました2010年版子ども・子育て白書、旧少子化社会白書でございすけれども、これによりますと平成22年の我が国の合計特殊出生率は、以下単に出生率と申し上げますが、前年より0.02ポイント上昇いたしまして1.39となりました。第1子の出生数は減少したものの、第2子、第3子の出生数が増えたとされています。

また、結婚、出産、子育てを取り巻く最近の状況として、雇用環境の厳しさが上げられており、若年層において完全失業率、非正規雇用の割合がともに全年齢平均を上回っていること。30代の男性においては非正規雇用の者の有配偶者率は正規雇用の者の半分程度となっていると。結婚に大きな影響を与えること、年齢別所得分布が30代では、1997年には年収500万円以上700万円未満の割合が最も多かったものが2007年には300万円台が最も多くなっており、この10年間で下方にシフトしているというふうにされております。

人口維持に必要な出生率は2.08と言われており、これを下回っていると人口が減少してまいります。出生率が低ければ低いほどより早く人口が減少いたします。出生率が上昇したからといって人口減少がとまるわけではなく、2.08を超えない限り人口は減少を続けます。

急激な人口減少は年齢別人口構造の逆ピラミッド型を引き起こし、年金制度や福祉制度の破綻、整備済みのインフラ等、社会資本の維持管理不能など、大きな社会問題を引き起こします。また、雇用情勢の変化により、所得格差が拡大し、子育て世代の預金ゼロ家庭の急増などを反映し、子育て

て支援策として最も求められているのは経済的支援となっています。さらに、ライフスタイル、働き方の多様化により、休日保育や夜間保育などの特別保育のニーズが増加をしており、既存の保育制度だけでは十分に保育ニーズにこたえられていない現状があります。

さて、グラフをごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）昨年の三重県の出生率は一昨年よりも0.01ポイント下がって、全国平均と同じ1.39となりました。グラフを見ていただきますと、愛知県や静岡県、全国平均と比べて伸び率が鈍い状況となっております。この数字の現実には、三重県がこれまで他県に比べて子育て支援策が不十分であったことを端的にあらわしています。将来にわたって安心して暮らしていける三重県づくりのために、子育て支援対策を早急に充実させる必要があります。

また、鈴木知事が知事選挙で掲げられた政策集を拝見いたしますと、先ほど中川議員から御紹介がありましたが、小学校6年生までの医療費の無料化、あるいは延長保育、保育ママ制度の充実、全小学校区への学童保育の整備など、子育て支援の充実を掲げられております。

そこで、まず1点目として、乳幼児医療費助成制度であります。先ほど中川議員からも御質問がありましたので、重複する部分もございますが、お許しをいただきたいと存じます。

知事はマニフェストに小学校6年生までの医療費無料化と書かれておりますが、現在の三重県の制度は小学校入学までとなっております。既に県内の多くの市町で単独事業として上乘せがされており、本年9月以降次のようになる見込みです。

表をごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）これは三重県内の29市町の現在、この9月以降の予定も含めました乳幼児医療費助成制度の見込みでございます。中学校3年生まで入院の補助をする予定が16、通院が11ですね。小学校6年生までが8、通院が5、小学校3年生までが1、通院が1、小学校入学前まで入院が4、通院が12ということでございまして、鈴木知事が掲げられている政策以上の制度を実現されている自治体のほうが多い

というのが現状でございます。既に半数以上の市町がそういう状況でございますので、現状早く県制度を実施していただきたいという声のほうが多いというふうに感じます。また同時に、既に全国で34都道府県が実施をしております現物給付、これにつきましても、早く実現をいただきたい。

さらに、子どもの命を親の所得によって差別する所得制限の撤廃についても、制度の利用者や医療関係者から多く希望が寄せられております。医療費制度の改正につきましては、先ほども御答弁がありました。これまでも市町との調整がつかないことを理由に先延ばしをされてきております。しかしながら、あくまでもこれは補助要綱でございまして、県が押しつけるものではなく、地方分権の時代を迎えている今、県内全市町が横並びである必要はなく、よくも悪くもその市町で判断して実施をしていただければいいものでございます。ましてや、特にこの現物給付につきましては、国保という一保険者としての市町とのしがらみによりまして、県民の意向を無視し続けているというものでもあることを申し上げておきたいと存じます。

また、特別保育につきましては、知事は同じく政策集で延長保育の充実を掲げられております。三重県ではこれまで交代勤務を行う工場をたくさん誘致してきているにもかかわらず、それに対応した延長保育、夜間保育、休日保育等の特別保育が充実をしておらず、何度要望してもニーズの把握に努めていると答えるだけで積極的支援が見られていないのが現状であります。

加えて、浜岡原発の停止を受けて、夏期の電力需要対策として7月から9月までの3カ月間、自動車関連企業を中心に休業日を木・金曜日に変更したり、サマータイム導入により出勤時間が早まったりと、緊急に対応が必要となっています。これまでの県の取組姿勢を考えると大変不安を感じます。

そこで、県内の特別保育について、緊急対応を要する分も含めて今後の取組についてお伺いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 議員より御質問をいただきました小学校6年生までの医療費の無料化の件につきまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと

思っております。

小学校6年生までの医療費無料化については、県の予算の確保だけではなく、未実施の市町において新たな予算措置や条例改正が必要となることから、今後制度の実施主体である市町と十分に協議しながら検討を進めてまいります。

一方、現物給付につきましては、利用者にとって窓口の支払いがなくなることで利便性が向上するというメリットはありますが、実施に伴う医療費の増加による県、市町の助成額増加だけでなく、国庫負担金の減額措置などによる国民健康保険や被用者保険等の医療保険財政への影響が大きいといった課題があります。また、市町からは現物給付の実施は困難、または慎重な検討を要するとの意見が多くなっています。助成方法については平成13年から自動償還払い方式としており、受給者の手続の負担は軽減されているところであります。

私といたしましては、安心して子育てができる環境を整備するという観点から、現物給付よりもまず対象拡大のほうを優先して検討してまいりたいと思っておりますし、先ほど森野議員からのパネルの中に入院と通院と分けてありましたけれども、入院、通院含めての対象拡大ということを優先して検討してまいりたいと考えております。

〔太田栄子健康福祉部子ども局長登壇〕

○健康福祉部子ども局長（太田栄子） 私のほうからは、県内の特別保育の状況と対策についてお答えをさせていただきます。

県内の特別保育の実施率というのは、全国的に見ても決して高い状況にはございません。したがって、このことに対応していく必要があるというふうに考えているところでございます。

そういったことから、平成22年度までの6年間に特別保育についての市町の取組を促進するために、県単独による補助制度により支援をしてまいりました。その結果、延長保育につきましては107カ所が166カ所、それから、休日保育について3カ所が10カ所等になりました。決して劇的な増加ではござ

いませんけれども、一定の増加をいたしたところでございます。しかしながら、今後さらに保護者の多様な就労形態にきめ細かく対応していくことが必要だというふうに考えております。

そこで、県としましては、県と市町の保育担当者と構成をしております保育制度のあり方研究会におきまして、ニーズの把握を行いつつ、対策を協議してきております。その中で、特に市町で進めにくいと言われております休日保育、病児、病後児保育につきまして、より取り組みやすい制度となりますように、平成22年度に県単独の補助制度を改正、また創設をいたしました。また、これらの保育につきましては、既に実施をしている保育所を近隣の市町の住民の皆様にも利用していただけるよう、広域的調整というのが有効でございます。こうした取組によりまして、市町における保育サービスの増加について促進をさせていただいているところでございます。

保育のニーズというのは非常に多様でございまして、その対応につきましてはすべて実施していくというのは、現在の財政的な制約の中では一定の優先順位の判断をしていかざるを得ないというのが現状であるかと思えます。しかし、こうした中にありましても、保育の実施主体であります市町には地域の実情を勘案したきめ細かな対応が求められております。県といたしましては、先ほども述べさせていただきました保育制度のあり方研究会におきまして議論を深めつつ、市町が地域の実情に応じた保育サービスの制度設計ができるよう、今後も引き続き支援方策について検討を続けてまいりたいと考えております。

なお、今年の夏の電力需給の対策に係る土日保育等への取組についてでございますが、こちらにつきましては現在市町においてニーズの把握を実施していただいております。そして、国のほうにおきましても、財政的な支援というのが今検討されておきまして、もう間もなく明らかになるだろうというふうに考えておりますので、そういう方針が定まり次第県としても速やかに対応をさせていただくこととしております。

以上でございます。

[15番 森野真治議員登壇]

○15番（森野真治） 福祉医療の助成制度については市町のお声もあるんでしょうけれども、住民の方々の声も大事でございますので、しっかりとその辺を聞き分けていただきながら前を向いて取り組んでいただきたいというふうをお願いをさせていただきます。特に自動償還払いで楽になったとおっしゃいますが、これのせいで莫大な事務経費がかかっていることも事実でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、保育の件でございますけれども、特にこの7月以降の県の対応について、今ニーズ把握をされているというふうなお話でございました。特別保育につきましては、もう既に愛知県では6月3日付で7月から9月に休日保育を実施する市町村に補助金を交付するというふうに発表されておりまして、保育士の人件費などの経費の3分の2を負担するというようにしております。

大村知事は工場従業員の子どもを受け入れ先として、少なくとも1カ所の保育所で休日保育をするよう各市町村に要請を出しております。さらに、拡充させたい市町村があれば弾力的に対応するというようにしておりまして、6月2日現在で休日保育は全54市町村のうち19市で実施、21市町で拡充や新規実施を検討しているという段階に愛知県は入っております。また、補助金は児童を預ける放課後児童クラブを日曜に開設する市町村に対しても交付するというふうに発表をされております。

先ほどのニーズ把握の話でございます。6月10日、今日付で一応そのニーズの集約をするやに聞かせていただいておりますが、実際私が地元の企業に聞かせていただきましたところ、確かにニーズ把握を今日までということですが、まだ会社自身が中の取りまとめで現在苦慮しておりまして、まだ市町に数字を上げられる段階になっていない。多分今日締めたらニーズはなかったといういつもどおりのお答えが返ってくるんだろうというふうに思います。

ですから、工場の従業員の数とか、実際どれぐらいの方が保育を受けて

いるかということは統計でつかまれているわけですから、一定割合必要だということと、やはり愛知のように各市町で最低1カ所は対応するように取り組んでいただく。今の段階では少なくともそこまでは必要なんだろうというふうに考えますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、救急医療体制につきまして御質問をさせていただきます。

平成20年末現在の三重県人口10万人当たりの医師数は183人と全国平均の213人の86%にとどまっており、さらに伊賀地域においては115人と県内でも最も少なく、全国平均の54%しかいない状況となっていました。その後も内科医を中心に減少を続けており、大変厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、平成20年4月からそれまで伊賀市、名張市でそれぞれ完結をしていた救急医療が崩壊をいたしまして、伊賀地域として地域内の三つの総合病院によります救急輪番制が開始をされました。しかしながら、その後も医師の減少が続き、一昨日の6月8日には輪番病院の一つである岡波総合病院から救急受け入れ体制の現状維持が困難であるという表明もなされ、現在残りの二つの公立病院が対応を協議しているという状況と聞いております。

伊賀地域以外にお住まいの方からすれば、地域内で救急医療体制が完結しているのだから問題がないかのように思われるかもしれませんが、広い伊賀地域で20万人近い人口を毎日一つの病院で救急当番をしていただいておりますので、救急車で平均搬送距離が長い、あるいは急患が重なりますと受け入れ困難になり、受け入れ拒否が出るという場合があります、受け入れ困難イコール地域外への搬送ということになるわけでございます。

例えば平成21年の119番通報を受けてから病院へ到着するまでの収容所要時間、これの平均が伊賀市は46.7分、名張市が42.4分となっております、三重県平均の35.5分や全国平均の36.1分を大きく上回っております。平均値としては今のように10分程度ということでございますけれども、もとになっているデータを見るとさらにその深刻さが御理解をいただけると思います。

この表をごらんください。（パネルを示す）これは伊賀市のデータでございますけれども、医療機関に受け入れの照会を行った回数ということでございます。1回であれば救急当番病院が受けているんですが、2回以上であれば管外なりに搬送されているということでございます。平成22年中1回で受け入れているのが3281件ですが、2回が257件、3回が90件、4回が31件、5回が15件、6回が15件、7回が6件、8回が2件、9回が1件、10回が1件と、このようになっております。

その結果、収容時間が次の表のようになっております。これも表をごらんください。（パネルを示す）これも同じく伊賀市のデータでございます。平成22年でございます。119番通報を受けてから病院に収容されるまで、30分未満にできたものが560人、30分から59分が2557人、60分から119分が1036人、120分以上が38人と、こういう現実でございます。この数字を見ますと平均の数字というのは10分程度でございますが、いかに悲惨な状況かというのがわかっていただけたと思います。

伊賀市、名張市におきましても、両市で公立病院を運営して救急の受け入れをしておりますし、軽症患者向けに医師会にも協力をいただいて、応急診療所を運用したり、救急相談ダイヤル24というのを運用したりと、地元の自治体はできる限りのことはしておりますので、県としてのさらなる支援が必要であるというふうに思います。

また、鈴木知事が掲げられた政策集を拝見いたしますと、伊賀市や名張市における奈良県や滋賀県との医療連携を実現するというふうなうたっています。

そこでお伺いいたします。

現在の県の支援状況、あるいは知事マニフェストの実現を含めた県内の命の格差をなくすための今後の取組についてお伺いをいたします。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（山口和夫） 私から、伊賀地域の救急医療体制に関しまして御答弁申し上げます。

伊賀地域におけます二次救急医療につきましては、先ほど御紹介がございましたが、平成20年4月から3病院、名張市立病院、上野総合市民病院、岡波総合病院による輪番体制により実施しております。しかしながら、輪番開始時より医師が減少いたしまして、二次救急医療体制は大変厳しい状況が続いております。

このような中、一昨日の6月8日でございますが、輪番病院の一つであります岡波総合病院では、7月から救急医療を担当する曜日を指定することなどを発表されたところでございます。これを受けまして、両公立病院におきましては岡波総合病院の負担を軽減し、3病院で協力して二次救急医療体制の維持に努めていくとされております。

これまでの県におきましては、二次輪番病院の当直医師の確保に必要な経費を助成しますとともに、医師確保のため三重大学への働きかけやバディホスピタルシステムを活用しての県立総合医療センターから上野総合市民病院へ、また、市立四日市病院から名張市立病院への診療支援を行ってきたところでございます。さらに、寄附講座を活用した医師確保について支援を行い、名張市立病院において関西医科大学や奈良県立医科大学からの医師派遣が実現するなど、県内外の関係機関と連携する動きも出てきております。

このように様々な取組を行ってはおりますが、依然として伊賀地域の二次救急医療体制は大変厳しい状況にあると認識しております。このため、限られた医療資源を活用いたしまして、効率的な医療提供を行うため医療機関の機能分担と連携を促進することが必要不可欠と考えております。

地域医療再生計画では、上野総合市民病院と名張市立病院の両公立病院を中心に、それぞれの特色を生かした診療機能ごとの機能分担を行い、専門性を高めながら質の向上を図ることで、医療従事者にとっても魅力ある病院づくりや医療ニーズに対応できる体制を整備し、将来的な医師確保や救急医療体制の確保を目指すこととしております。

県といたしましては、地域の主体性を尊重しながらこれらの取組を積極的に支援してまいりたいと考えております。さらに、今後も医師確保対策チー

ムによります県外等からの医師確保や伊賀市、名張市による寄附講座の設置支援などを行いまして、輪番病院の医師確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 今これまで以上に取り組んでいただけるということで、強い決意もいただいたわけでございますけれども、本当に待ったなしの状況でございます。県民の命の問題でございますので、何よりも優先をいただいて緊急な取組をいただきたい。このことを改めて申し上げさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に獣害対策についてでございます。

県内の特に中山間地域におきまして、猿、シカ、イノシシ、ニホンジカ等による獣害が日常的に発生し、農作物が被害を受け続けており、たび重なる被害により生産意欲の喪失による耕作放棄地の増加や、高齢者の生きがいが奪われてしまうことによる地域の活力喪失、家への引きこもりが医療や介護などの社会保障費の増大に拍車をかけているなど、様々な悪影響を引き起こしています。これまで国において平成19年12月21日に鳥獣被害防止対策特別措置法が制定をされ、鳥獣被害防止総合対策事業など、大きな予算を投じて対策をいただいており、各市町では事業実施に取り組んでいただいておりますし、県においては部局を横断して獣害対策に取り組み、狩猟期間の延長なども行っていただきました。

しかしながら、こちらをごらんいただきたいと思います、（パネルを示す）県内の農林水産物被害額でございますけれども、猿について平成19年度1億1934万1000円、20年度においては1億5034万6000円、それから、21年度については1億4013万9000円、ニホンジカにおきましては、平成19年度は2億4757万7000円、平成20年度3億5039万2000円、平成21年度3億4605万8000円、イノシシについては1億4689万9000円、平成20年度1億2645万2000円、平成21年度1億5113万7000円ということで、依然農作物の被害が高水準で推

移をしております、さらなる対策や県補助事業の充実拡大について要望をいただいております。

例えば有害鳥獣駆除報奨金についてでございます。先ほど少し村林議員からもお話がございましたけれども、この報奨金の金額と鳥獣駆除実績との関係について、わかりやすい事例がございますので、御紹介をいたしたいと思っております。

このグラフをごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）大台町では、2009年からニホンジカとイノシシの駆除をした場合に1頭当たり1万円を支払うということにしましたところ、ニホンジカの捕獲数が前年度269頭から707頭に、イノシシの捕獲頭数が188頭から294頭に増えてきております。ところが、たまたま隣の大紀町が一律1万円だった報奨金を2009年からイノシシ5000円、ニホンジカ7000円に引き下げたところ、ニホンジカの捕獲数が397頭から277頭に、イノシシの捕獲数が391頭から114頭に減ってしまいました。やはり一定の報奨金額を出さないと、ハンターも意欲的に捕獲をしていただけないという現実があるのだらうというふうに思います。

また、奨励金だけではなく、捕獲後の焼却施設など早期の整備、あるいはハンターの高齢化による減少に対応するため、ハンター自身の育成が求められてきております。このように県内各地で大変問題となっている獣害ですが、鈴木知事が知事選挙で掲げられた政策集には、獣害の文字は全く見当たりませんでした。今後の対策推進に向けて、大変不安を感じておるところでございます。

そこで、お伺いいたします。

今年度の取組方針や今後の予定など、鈴木県政における獣害対策についての考え方を伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 森野議員よりございました獣害対策に関する御質問でありますけれども、政策集のほうに記載がないということでありまして、私の政策集のほうには、一応目次のあたりに小さい字でありますけれども、書か

れている政策しかやらないとか、書かれていない政策は取り組まないということではありませんと書かせていただいております。

その上で、私も鈴鹿市に住んでいて、そして、亀山のほうとかを回らせていただいて、当時も猿などの獣害についてたくさんのお話を伺い、この獣害対策に関しては、その政策集に記載はないものの大変重要な課題であるという認識は持っております。

その上で、これからの取組等でございますけれども、野生鳥獣による農林水産業への被害は、大規模な開発等による生息環境の悪化や農地や里山などの荒廃による生息地域の変化などから近年急激に増加しており、猿、シカ、イノシシによる農業被害額で見ると平成21年度で全国8位、中でも猿による被害額は全国2位となっています。また、獣害により農業をあきらめ、生きがいを喪失してしまった事例や、鉄道や自動車との衝突事故、家屋への侵入報告なども増えており、今後さらなる住民生活への悪影響が懸念されています。

このような状況を踏まえ、全国でも例のない野生鳥獣による被害の防止を明記した、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例を昨年12月に制定していただきました。集落全体で取り組む獣害に強い集落づくりを基本に、本年度からは被害対策に加えて、新たに生息管理に取り組む獣害対策を積極的に展開することとしています。今後も市町や関係団体との連携を強化しながら、農林水産業への被害対策の観点だけではなく、地域での安全・安心の面からも効果的な獣害対策を講じていく所存でございます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 獣害対策のうち答弁を補足させていただきます。特に県の獣害対策プロジェクトを設置してどのように取り組んでいくかという方向をお示ししたいと思います。

本県では、地域が一体となった獣害に強い集落づくりを基本としまして、侵入さくの防止の整備、集落ぐるみの追い払いや集落をえさ場にしない取組等の被害対策を中心に展開してきました。しかしながら、シカやイノシシ等

が想定以上に増加しており、農林水産物の被害に歯どめがかからない状況にあることや、狩猟者の高齢化や急激な減少などにより野生鳥獣を捕獲する担い手不足が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、本年度はこれまでの被害対策に加えて獣害軽減をさらに加速化するため、生息管理として有害鳥獣捕獲を強化することとしております。そこで、市町の常勤、非常勤職員等により捕獲隊の設置、有害捕獲後の野生獣の運搬や埋却などの活動、有害捕獲をした野生獣の運搬集荷の体制づくりや獣肉を利用した新商品の開発など、獣肉等の有効利用のための調査検討などへの新たな支援により、市町の有害鳥獣対策を促進するとともに、新たな捕獲技術の効果の検証などを行い、生物の多様性を踏まえて地域における有害鳥獣捕獲の強化に取り組んでまいります。

また、こうした対策を着実に進めていくため、関係部局で構成する三重県獣害対策プロジェクトを中心に、市町や地域の関係機関で構成する地域獣害対策連絡協議会等と密接に連携し、総合的な獣害対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 今年から新しい取組も幾つか始めていただけということで、知事においてもマニフェストに書いていないけれども、頑張っていたということだったのでございましたので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

ただ、先ほど村林議員からもありましたが、この報奨金について一たんなくすということですが、今年の新しい取組をしてみても効果が上がらないようであれば、ぜひこれの復活についても検討をいただきたい。

また、現在市町でやっていただいております網を張ったりするハード事業についても、これは口蹄疫の関係だと聞いておるんですが、野生鳥獣が口蹄疫を媒介するというので、早急に対策をしないといけないということでたくさんの予算がついたところですが、今後どうなっていく

のかということに住民の方は大変心配をされております。一説にはもう今年で終わってなくなるんじゃないかという話も飛び回っておりますので、今後のその辺の様子、予定とかにつきましてもし御存じでしたら御回答いただきたいと思います。

○農水商工部長（渡邊信一郎） お尋ねの国からのそういう意味での交付金でございますけれども、御指摘のとおり今年度は特別対策ということで非常に多額のをいただいております。平成24年度以降につきましては、当然今時点では何も決まっております。私どももまた引き続きこの獣害対策の重要性を訴えて、国からの財政的な支援を積極的にやっていただくように、また今月予定しております国家予算要望でも引き続き訴えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） ぜひそのようにお願いをさせていただきたいのと、もう動きかかって乗りがかかっているところについては、もし万が一のときでも県単でも最後まではやっていただけのようにお願いします。できている地区とできていない地区とかができてしまわないようにだけ、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、最後の観光振興について御質問をさせていただきます。

先日、三重県の平成22年観光レクリエーション入り込み客数推計書、観光客実態調査報告書が発行されまして、新聞に伊賀地域観光客30%減少という見出しが躍り、地元には衝撃が走りました。そこで、観光・交流室に説明を求めましたところ、平成22年からもとになる延べ人数から実人数を算出する方法が変わったということで、統計上実際よりも大きな変動があったようになってしまったということでした。そこで、平成21年の実人数を平成22年と同じ算出方式で計算をし直したところ、次のようになるとのことでした。

こちらの表をごらんください。（パネルを示す）平成22年度の数字は変わりがございませんが、平成21年の数字が、左側が発表されました報告書に載

っている数字、右側が今回平成22年と同じように過去3年間ということで算出をし直した実人数でございます。三重県全体として大きく変わっております。合計としては5.7%の増だったものが8.2%の増ということでございますし、伊賀地域においても3割減となっておりますが、実際には0.8%の減であるということで、少し安心をしたわけでございますけれども、しかしながら、リーマンショック後大幅に減った観光客がまだ戻っていないという現状については変わりが無いのかなというふうに感じております。

さて、2年前にも質問いたしました、平成20年には9月にリーマンショックが発生した影響もありまして、県全体で1.2%観光客が減少いたしました。伊賀地域は前年比9.1%減と県内でも突出して悪化をしておりました。一つ目の理由として、新名神の開通によりまして名阪国道の観光バスやマイカーの交通量が減少したこと、同じく新名神開通によりまして亀山ー四日市間が頻繁に渋滞をするようになり、関東、中京圏からの観光バスやマイカーの観光客に伊賀地域まで足を伸ばしていただけなくなったことを上げまして、東名阪自動車道亀山ー四日市間の渋滞解消を急いでいただくように要望をいたしました。

二つ目の理由といたしまして、伊賀地域へはほとんどの方が自家用車で来られておりますけれども、伊賀地域への旅行目的のトップ3は自然や風景、温泉、おいしいものを食べるということから成っております、高齢者や女性グループ、ひとり旅などのニーズが多いことが想像されまして、公共交通機関のアクセスが改善されれば全体数が伸びることが期待できますので、関西方面からの誘客強化のためにJR関西本線の加茂から柘植までの電化について、あるいは中部、関東圏からの観光入り込み客数の改善のために、亀山での乗り継ぎ時間の改善、行楽期間や休日における名古屋ー大阪間の特急を含めた臨時列車の運行などを要望いたしました。

三つ目の理由として、関東からの観光客が少ないことから、関東地方での情報発信拠点として、東京にアンテナショップの設置を要望いたしました。

そこで、1点目としてお伺いをいたします。

この2年間のこれらに対する取組結果や今後の見通しについて、お伺いをさせていただきたいと存じます。

また、市町村合併後5年以上が経過をしておりますけれども、例えば伊賀市におきましては観光協会は旧6市町村の観光協会がそのまま残っております。地域の魅力づくり向上のためには、地域内での観光協会の連携、協同などに効果があると思います。

そこで、2点目としてお伺いいたします。

地域ごとの地域内の観光協会が互いに連携し、相乗効果を生み出せるようなそんなきっかけづくりや仕組みづくりに県として取り組んでいただけないか、お伺いをいたします。

〔小林清人政策部長登壇〕

○政策部長（小林清人） JR関西本線につきましては、61キロメートルあります亀山間の電化や複線化などにつきまして、毎年沿線府県や市町村で構成いたします関西本線複線電化促進連盟や、県内市町で組織いたします三重県鉄道網整備促進期成同盟会を中心にJR西日本、JR東海に対して要望活動を行ってきました。こうした要望活動の結果、JR西日本は平成13年4月から亀山ー加茂間の月1回土曜日の昼間、線路保守のため列車の運行を休止しておりましたが、これは今年4月から運行が再開されることになりました。しかしながら、複線電化などの大きな設備投資につきましては極めて厳しい状況でございます。

このため、利用者の増加がJRの設備投資意欲の増進につながることから、関西本線沿線を紹介するウォーキングガイドを作成したり、地元関係団体と連携して伊賀鉄道や近鉄を含めた伊賀地域を網羅する総合時刻表を作成し、伊賀鉄道や近鉄の利用者の皆様にも配布するなど、利用促進につながる活動を進めているところです。今後とも同盟会活動を中心にしまして、JR西日本、JR東海に対し複線電化等の施設設備、増便、ダイヤ改正による利便性の向上などにつきまして、引き続き粘り強く要望はしてまいりたいと思っております。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 観光情報等の発信拠点のアンテナショップの設置についてお答えをいたしたいと思います。

まず観光情報ですけれども、これまで首都圏におきましては三重県、三重県観光記者発表会や交流会、そして、東京日本橋口のツーリストインフォメーションセンター東京などを活用いたしまして、積極的に観光情報の発信を行ってまいりました。また、三重県産品市場開拓スーパーバイザーを配置しまして、市場開拓や商談支援を行ってきたことにより、三重県産品に魅力を感じていただけるバイヤーやシェフが増え、継続的な取引につながる成果なども出ております。

しかしながら、長引く不況等が影響いたしまして、観光は安・近・短の傾向が強くなり、首都圏等からの誘客が非常に厳しい状況にあります。そこで、今回提出しております補正予算におきまして、首都圏で期間限定のサテライトショップ等を出店いたしまして、本県の多彩な魅力や観光をPRするとともに、メディアを使ったイメージ戦略を展開し、本県への誘客を図るほか、より大きな成果が得られるようアンテナショップなど常設的な施設の設置等について調査、検討したいと考えております。

以上でございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（北川貴志） 東名阪の渋滞対策についてお答えいたします。

東名阪の渋滞対策の抜本的な対策といたしましては、新名神の東名阪との並走区間、四日市から亀山間の早期整備でございます。これに合わせてリダンダンシー確保の観点から亀山西ジャンクションのフルジャンクション化も必要と考えております。

県としましては、これまで国とか中日本高速道路株式会社にこの整備促進を強く働きかけるとともに、部内に用地取得のプロジェクトを設けまして協力しております。プロジェクトを担当しております区域の中の四日市のジャンクションから菰野インターまでの間は、この2年間ほどで約5割近くまで

用地買収を進めております。

一方、会社のほうでも四日市ジャンクションのところの工事がこの2月には発注をされております。また、東名阪の取組としましては、短期的な対策として付加車線等の設置等がこれまで行われております。今後ですが、県としましては新名神の用地の促進、それと早期整備をお願いしたい。特に30年目標でございますが、少しでも前倒しをとということを要求していきたいと思っております。

一方、東名阪につきまして、会社のほうで暫定的な対策として、四日市インターの北側でまだ2車線の区間がございますので、その部分を3車線化する検討というのを現在していただいております。これについても早期の実施、また県として協力できるところは協力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

○農水商工部観光局長（長野 守） 私のほうから、地域内の各観光協会の連携について県として何か支援ができないのかということでございます。お答えを申し上げます。

森野議員のお話にもございましたけど、旧市町村単位で六つの団体がございまして、いずれの観光協会も伊賀市に多くの観光客にお越しをいただき、地域の活性化につなげたいという思いで観光情報の発信などの事業を展開していただいております。しかしながら、観光客といたしましては、地域の観光情報を総合的に知りたいというニーズがございますことから、伊賀市及び各観光協会が連携しまして一体的な伊賀市の観光情報の発信が必要でございます。

県といたしましては、地域が主体となりまして各観光協会が連携した取組というのは非常に重要であるというふうに考えておまして、例えばでございますけれども、三重の観光プロデューサーが観光振興の取組のつなぎ役と

なりまして、魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金などを活用していただくなど、各観光協会の連携に資する支援方策について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） ありがとうございます。ぜひ伊賀の観光振興のために今後ともよろしく願い申し上げます。

時間が参っておりますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

森野真治議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。30番 北川裕之議員。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 新政みえの北川裕之でございます。森野さんの救急医療体制の関連質問をさせていただきます。関連質問がもっとたくさんあると思ったんですが、私だけになってしまいまして、10分だけおつき合いをいただきたいと思ひます。

まず、伊賀の医療の状況については、先ほど森野議員のほうからデータも示していただいております。地元市民としては、本当に嘆きを通り越して今はもう怒りに近い状況というのが市民感情ではないかなというふうに思っております。ただ、そこは冷静に少し政策的な議論を、短い時間ですがさせていただきますと思ひます。

救急医療体制の崩壊、地域医療の崩壊、いずれも医師不足、医師確保対策ということが大きな課題であることは御承知のとおりだと思いますけれども、ただ短期的な医師確保の対策というものが非常に難しいことはこの数年の議論の中で明らかになってきていると思ひます。県としてもバディホスピタル等の施策もやっていただきましたが、成果を十分には上げられなかった。そして、昨年には医師確保対策チームを秋に発足いただいて、

短期、中期、長期全面にわたって医師確保対策をやっていただくというチームをつくっていただいたわけですが、半年以上たっているわけですので、どの程度の成果を上げていただいたのか、まずお知らせをいただきたいと思います。

それから、二つ目は、しかしながら、やはり短期はなかなか望めない状況の中では中長期的な施策、その中でも昨年度も随分と議論をさせていただきましたが、県が条件緩和も含めて先駆的に取り組んできました医学生への修学資金の貸与制度、これで累計が200名を超えているということで、これから研修医等になっていく彼らを、いかに医師が不足している地域の病院にお願いをして配置、派遣をしていくか。このシステムづくりが一番重要だということを議論させていただきました。

同時に、国もこれについては、大変議論をした中で地域医療支援センターを設置するという事で予算確保も行われて進んできたところですが、しかし、少し残念に思いますのは、当初は予算の関係もあるというものの、各都道府県に一つずつつくるという話が15カ所ぐらいのモデルでやろうというようなこと、そして、もっと私がこだわってしまうのは、この事業の事業主体、当初はだれもが県行政、都道府県が主体になるというふうな認識でおったわけですが、今、国からの実施要綱の中では本事業の実施主体は都道府県とする、ただし、事業目的達成のために効果的と考えられる場合は事業の全部、または一部を外部に委託することができるものとする、このようにあります。

いろんな関係機関からの声の中でこういう状況ができてきたのかなというふうには私は想像しているわけですが、県は今この地域医療支援センターについての申請段階にあるというふうには聞かせていただいております。その申請の状況、そして、また事業主体も含めた内容について少し、お話をいただける範囲で結構ですので、お知らせをいただきたいと。健康福祉部長のほうからお願いしたいと思います。

○健康福祉部理事（稲垣清文） 先生の御質問にお答えします。

御案内のとおり10月に医師確保チームを発足させていただいたわけですが、それ以降、先生がおっしゃったように、短期的な視点、それから、中長期の視点、合わせてこの中で対策を実施してきたわけですが、短期的な視点といたしましては、まず医師の無料職業相談事業の中で、これまで県外から医師の招聘活動を行ってきたわけですが、昨年の10月以降現在まで19名のドクターから照会がございました。その中で私どもマッチング作業をする中で現在4名うまくいきまして、県内の医療機関で働いていただいております。残念なことに3名の方につきましては既に条件が合わないということで、その調整を断念しておりますけれども、残りの12名の方につきましては引き続きその調整作業をしているというふうな状況でございます。

それから、そのほか勤務医の軽減対策という形で、補助事業なども実施をいたしておりますけれども、長期的な視点からの対策としましては、先ほど先生がおっしゃいましたように、医師の修学資金制度に基づきましておかげさまで228名の医学生の方が貸与を受けていただいているという状況でございます。御案内のとおり、この部分につきましては、あと数年後には多くの医師が県内で輩出されるという状況になっておりますので、まさにこの数年間の厳しい状況の中を短期的な視点でどうクリアしていくのかということと、大量に228名の方が随時卒業される時点で、その方々を着実に県内で定着していただくというふうな視点から、医師のキャリア支援という、その部分を充実していきたいというふうに考えております。

そのために、先ほどの国の補助制度の中でお触れになりました地域医療支援センターの事業というものが非常に重要であるかなというふうに考えております。この支援センターの補助の申請状況でございますけれども、6月末が申請の期限となっております。いずれにしましても三重大と関係者との協議が必要でございますので、現在そういった協議を精力的に進めているという状況でございます。なお、先行的に実施するのが15件ということで、非常に厳しい状況ではありますけれども、私どもとして頑張っていきたいと。

それから、実施主体でございますけれども、もう先ほど先生が言われていましたように基本的には県でございます。一部または全部を委託することができるということでございますけれども、このセンター事業の中で大きな役割というか、ポイントとなりますのが、医師の配置に際しまして医師のキャリア支援というものと一体となったシステムを構築しないとなかなか医師が定着しませんし、適正配置ができないということでございますので、そういったものには魅力的な研修、カリキュラムというものが必要になってまいります。そうなりますとどういう部分になるかはともかくとしまして、三重大学との連携というのが欠かせないと思っておりますので、そういう意味で三重大学との協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） ありがとうございます。対策チームについては4名ということで実績もつくっていただいて、よりそれをまた拡大していただきますように御努力をいただきたいと思います。

それから、地域医療支援センターについては、やはり今までの大学の医局も含めて医師配置のシステム、これが崩壊をしたということが底辺にあるわけですから、やはりここは当然三重大学の医局も含めて、あるいは医師会や医療機関すべてと連携していただく必要は非常にあるわけですし、キャリア教育も大きなポイントだと思います。けれども、しかし、その中で県が主導権を握れること、これがないことにはどんなにいいものをつくったって結局今までと一緒に、必要なところ、足りない、不足している病院に医師を派遣することがいかない。こういう結果になってしまいます。我々県民としてはやっぱり足りない、不足している自分たちの病院にたった1人でもいいんです。医師が来てほしい、来てもらえる、そういうふうにこのセンターが機能することをぜひ望みたいと思います。

県がしっかり主導権を持っていただくこと、そういう意味で知事には、しがらみのない県政ということをうたっていただいているわけです。私は、こ

れから知事がこの医療政策に取り組む中では、政治力が十分に発揮できない大変難しい環境の世界だということも十分承知をいただくことだろうと思います。その中でしっかりと県が主導権をとれる、そういう仕組みづくりにぜひとも取り組んでいただきたいと思いますし、そのことに決意がございましたら一言だけいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） ありがとうございます。私も特に地域医療支援センターは、選挙期間中にも、同趣旨のこういう県立とか民間との垣根を超えての医師の適正配置のための機関が必要であるということを訴えてまいりました。最初、今回15と国全体ではなっておりますけれども、しっかりとそれを確保し、そして、今、議員から御指摘があったような県主導でちゃんと行えるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 以上終わらせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中村進一） お諮りいたします。明11日から13日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村進一） 御異議なしと認め、明11日から13日までは休会とすることに決定いたしました。

6月14日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時15分散会